

令和2年第1回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和2年3月9日
午前10時00分開会
於 議場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告・施政方針
- 追加日程第1 発議第1号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 1号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 氷川町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 6号 氷川町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7号 氷川町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 8号 氷川町少年自然の森条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第19号 氷川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 9号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第15 議案第10号 令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第11号 令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第12号 令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第18 議案第13号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程第19 議案第14号 令和2年度氷川町一般会計予算について
- 日程第20 議案第15号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第16号 令和2年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第17号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第18号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第24 同意第1号 氷川町教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 上田健一	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山早苗 書記 畑野照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 稲田和也
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民課長 尾村幸俊	福祉課長 山本昭義
農業振興課長 前田昭雄	農地課長 星田達也
建設下水道課長 野田俊明	地域振興課長 前崎誠
会計管理者 橋本智明	学校教育課長 岩本博美
生涯学習課長 増永光幸	代表監査委員 島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年第1回氷川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、上田俊孝君、8番、三浦賢治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月10日までの2日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回、受領した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。この3件は資料を配付します。

例月現金出納検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、地方自治法に基づき、監査委員において、氷川町監査基準が定められ提出されていますので報告します。

次に、令和元年第2回八代生活環境事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、令和2年第1回氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、会議結果が提出されていますので報告します。

次に、八代広域行政事務組合議会令和2年2月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

なお、この報告書及び会議録等は、議会事務局に保管してありますのでご自由に閲覧願います。

次に、令和2年1月27日から28日まで、福岡県岡垣町と久山町において、議会広報調査特別委員会視察研修を実施しましたので報告します。

次に、令和2年1月30日から31日まで、東京都において西尾議員が自主研修をしましたので報告します。

次に、令和2年1月31日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、令和2年2月14日に、熊本県町村議会議長会第70回定期総会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。なお、定期総会におきまして、熊本県町村議会議長会表彰が行われ、吉川義雄君が在職23年の長きに渡り、地方自治の振興・発展に顕著な功績があったと認められ、表彰の栄に浴されましたので報告します。

ここで、表彰の伝達を行います。吉川義雄君、演壇の前にお進みください。

表彰状、吉川義雄殿。あなたは23年以上の長きにわたり、町村議会議員としてよくその職責を遂行され、地方自治の振興・発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月14日 熊本県町村議会議長会 会長 稲田忠則

おめでとうございます。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告・施政方針

○議長（米村 洋君） 日程第4、行政報告・施政方針を行います。

町長の発言を許します。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

厳しかった寒さが和らぎ、その名もゆかしく弥生の春を迎えております。議員各位には、日々ご活躍のこととお慶びを申し上げます。

本日は、令和2年第1回氷川町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中に、お繰り合わせ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より町政運営に当たりまして、格段のご理解とご協力を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

本年度もいよいよ押し詰まり、年度末を迎えているところでありますが、主な取り組みにつきまして総括をしたいというふうに思います。

昨年も九州北部豪雨をはじめ、相次ぐ台風の襲来により、全国各地で大規模な自然災害が発生をいたしました。尊い命と貴重な財産が奪われたところであり、被災をされました皆さま方に、改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

一方、氷川町においては、風水害等の大きな自然災害が少なく、比較的平穏な年でもございました。

新型コロナウイルスが世界各国、国内及び県内でも発症、拡大をいたしております。大変心配をしているところでございます。本町においては、2月21日の夕方、氷川町新型コロナウイルス対策本部を設置し、対応をいたしております。

国・県の方針によりまして、町内の5つの小中学校を3月2日から3月15日まで休校としており、児童生徒への感染防止を図るとともに、小学校3校の学童保育所の預かり時間を延長いたしまして、対応いただいているところであります。各種イベントの中止、大規模会合及び飲食の自粛を決定。町民の皆さまにも徹底した予防を呼びかけるとともに、不測の事態を想定した危機管理の対応に備えてまいりたいというふうに考えております。

このような状況を鑑み、本定例会会期につきまして大幅に短縮をさせていただきましたので、その対応に傾注することができます。ご英断をいただきました、米村議長、三浦議会運営委員長並びに議員各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

熊本地震発生から約4年を迎えますが、地震関連の復旧・復興事業の全てが完了いたしましたので、社会福祉協議会に設置しておりました、被災者支援のための氷川町地域支え合いセンターを今月末日をもって閉鎖するとともに、一部損壊家屋のリフォーム助成事業につきましても本年度末で終了をいたします。

熊本県が設置をいたしました応急仮設住宅につきましては、無償譲渡を受けましたので、町有住宅として既に活用を始めております。

宇城・氷川スマートインターチェンジも開通から6年、アクセス道路全線開通から4年が経過し、町内外の多くの皆さま方にご利用をいただいております。直近のスマートインターチェンジの通過利用実績といたしましては、1日平均2,300台が通過をいたしております。それ以外の車両を含むアクセス道路の24時間交通量調査をいたしましたところ、1日約5,300台が通過をいたしております。

ふるさと納税事業につきましては、インターネットを利用した、ふるさと応援基金の受付窓口を増やしました。その成果が現われ、本年2月末現在で寄附件数4,815件、寄附金額が6,375万6,000円の実績であります。昨年同時期の件数が537件、金額で879万1,000円でもございましたので、件数で約9倍増、金額で7倍増となっております。町及び特産品のPRと、自主財源確保に役立っているところであります。

県道氷川八代線道路改良工事も熊本県営事業として進捗をいたしております。大野交差点付近の改良工事につきましては、全ての家屋の買収、解体が完了いたしました。また、本山地区の道路改良工事も計画的に進められているところであります。

す。

産業振興の分野では農地集積加速化事業におきまして、既に法人化しました「野津南」、「アグリ吉野」、「アグリ鹿島」、「肥の川南」に続き、本年度新たに「東網道」及び「令和きたかの」の2法人が設立をされ、6法人となりました。また、中大野地区も営農改善組合として、調査・研究及び協議が継続をされております。今後は、農機具の共同利用によるコスト削減と農地集積が図られるものと期待をいたしております。

あわせて、昨年7月に氷川町農事組合法人連絡協議会を設立し、町内の各組合法人の連携により、各法人組織の機能強化と農業経営改善に向けた広域的な活動を支援いたしております。時代の農業を担う経営感覚に優れた経営体の育成を図るため、産地パワーアップ事業に取り組み、農業用施設の整備並びに農業用機械・設備等の更新、拡充が図られたところであります。

農業基盤整備事業では、県営湛水防除事業による導水路と排水機場の整備及び県営基幹水利施設ストックマネジメント事業により、氷川大堰の改修を進めるとともに、小川排水機場の部分改修、各地区の排水路改修、客土事業、暗渠排水事業、区画拡大事業が完了し、多面的機能支払交付金事業につきましては、本年度5地区が参入をし、27地区で取り組まれております。氷川町広域協定を締結し、氷川土地改良区が事務局となり、一つの事業体として活動を行っているところであります。

商工振興の分野では、住宅リフォーム促進事業も利用が多く、2月末日現在で通常分が44件、熊本地震一部損壊分が8件の実績であります。

4年目となります、商工業者を対象としました「創業支援・事業所等整備促進事業」につきましては、創業支援が2件、店舗リフォーム等2件、機械・器具購入4件が行われ、既存の商工業者の経営支援につながっております。

同じく4年目となります、「若手後継者等育成特別推進事業」においては、セミナーの開催及び個別に経営革新指導を実施し、経営力の向上に向けた支援を行いました。

保健・福祉の分野では、新規事業として取り組みました「高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業」については申請件数が180件で、その利用目的は高齢者では通院利用が40パーセント、買物利用が16パーセント、その他が44パーセントの実績であります。障害をお持ちの方の利用につきましては、通院が62パーセント、買物が15パーセント、その他が23パーセントの実績でございました。

同じく新規事業であります、病児・病後児保育事業については、登録者数が31名、実利用者人数が21名、延べ利用者は31名の実績であります。

特定健診事業につきましては、受診率が伸び悩んでおりますものの、人間ドック

及び各種がん検診等、助成によりまして、疾病の早期発見、早期治療に役立っているところでもあります。

ふれあいいいききサロン事業につきましては、町内全地区で実施されております。住み慣れた身近な地域での交流が行われているところでもあります。

八代市、氷川町及び八代市郡医師会により職員を派遣し、「八代地域在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、それぞれの取り組みを行っております。地域包括ケアシステムの構築に向け、今後もその活動を進めてまいります。

本町における、子ども・子育て施策につきましては、妊娠期・乳幼児期から18歳未満までの切れ目ない支援施策や方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に推進する指針となります。第2期の氷川町子ども・子育て支援事業計画を3月末日までに策定する予定であります。

教育面では、町内全小中学校への空調設備、エアコン設備の工事並びに宮原小学校への学校給食共同調理所からの配食に対応する、給食受け庫の整備が完了をいたしました。

I C T機器及びI C T支援員の配備により、就学環境が充実をされ、学力向上に活用されております。県学力・学習調査等の結果においても、相応の成果が現われているところでもあります。

本町の教育の特色であります、コミュニティスクール及び学校支援地域本部事業の取り組みでは、地区防災組織との連携によります広域防災訓練の実施や地域連携による教育現場への直接的支援により、魅力ある学校づくりにつながっております。

生活環境の分野では、「ごみ減量化宣言」から1年が経過をいたしました。少しずつではございますけれども減量化が進んでおります。電気式生ゴミ処理機の普及及び併せまして、ごみの減量化が少しずつ進んでいるところでもあります。

地区ごとに各種防災訓練を実施するとともに、地区別防災計画に基づき、地区ごとに各種防災訓練が実施されておまして、防災意識の高揚が図れたものというふうに感じております。併せまして、昨年10月には、町民総参加によります総合防災訓練を実施いたしました。町民の皆さま方への啓発にはつながったのかなというふうに考えているところでもあります。

防災行政無線のデジタル化事業につきましては、最終年度を迎えておまして、各家庭への戸別受信機の更新を行ったところでもあります。まだ一部、更新が進んでない部分もございます。3月末までには、全世帯更新を済ませたいというふうに考えております。

新規の事業で取り組んでおります野津防災公園整備事業につきましては、造成工事が完了し、来年度で整備を完了する予定であります。

一昨年から供用開始しました、八代広域行政事務組合鏡消防署氷川分署においては、氷川町はもとより八代市の一部も管轄範囲となっております。地域の安全・安心に役立っているところであり、特に救急業務の需要が増えているところでございます。

空き家バンク事業においては、空き家登録件数39件、利用希望登録件数69件であります。本年度契約件数が7件の実績を示しております。

行政運営の分野では、住民との協働によるまちづくりを進めるため、町政懇談会を6か所で実施し、貴重なご意見を拝聴することができましたものの、参加者数が少ない現状でございます。

国が進める「まち・ひと・しごと地方創生」関連では、地方創生加速化交付金を活用いたしまして、「八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業」並びに「海外クルーズ船寄港を生かした観光・物産プロジェクト」を八代市及び芦北町と連携をして実施しております。若者の地域内企業への就業支援並びに地域特産物の付加価値を上げるとともに、海外への輸出事業にも支援を行ったところであります。

併せまして、第2期の「氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」につきましても協議を重ね、3月末までには策定をいたします。

頻発する大規模自然災害への対応策として、国が推進しております「国土強靱化計画」に基づく各種事業推進の指針となります「氷川町国土強靱化地域計画」を現在策定中であります。3月末までには策定の予定でございます。また、第2期の「行政改革大綱及び実施計画」も策定をいたしました。

大空町との交流事業では、中学生の交流、高校生の農業体験の受入れ、商工会青年部の交流を実施し、友好の絆を深めてくれました。

以上、各分野での事業推進に最善を尽くしてまいりましたが、議員各位並びに町民の皆さま方をはじめ、関係組織機関のご協力の下、全職員が一丸となって職務に精励したことにより、相応の効果を得る行政運営ができたというふうに考えております。

以上、平成31年度及び令和元年度の総括といたします。

続きまして、令和2年度の施政方針を述べさせていただきます。

政府においては、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」で示された、新経済財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとし、義務的経費については前年度当初予算を上限とし、可能な限り歳出抑制を図ることとしています。

その他の経費については、既定の歳出を見直し、前年度予算額の90パーセントを上限とする厳しい基準を示すとともに、施策の優先順位の洗い出しを行い、無駄

を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

また、地方創生については、地方における経済の好循環が見られる中、都市部だけではなく、日本全国で「Society 5.0」の実現を促進し、豊かで暮らしやすい地方を実現していくとしておりまして、地方への新たな人の流れを創出するとともに、地域外から、ヒト・カネ・サービスを自律的に引き寄せるための取り組みが求められております。このような中で、財政的な支援策も展開されていくことから、国の動向や予算の状況などを引き続き注視をしていく必要がございます。

また、熊本県では、昨年8月に公表した中期的な財政収支の試算において、令和3年度以降から令和5年度までの間に、各年度83億から95億円の財政不足が見込まれるとしております。今後、熊本地震関連事業の県債償還が本格化をしていくことを踏まえ、引き続き財政健全化に取り組み、これまで以上に将来負担を意識した予算編成とするため、過去の実績、前例によることなく、既存事業の進捗調整、廃止、休止を含めた大胆な見直しを行い、必要不可欠な取り組みへの重点化を図ることとしています。

本町では、甚大な被害をもたらした熊本地震から4年が経過をいたしました。職員一丸となった復旧・復興への取り組みによりまして、震災前の状態を取り戻すと共に、各計画に基づく行財政改革に積極的、継続的に取り組み、行政運営の効率化と財政健全化に一定の成果を上げてまいりました。しかしながら、平成30年度決算による歳入の状況は、依存財源である地方交付税が歳入総額85億5,647万4,000円の33.2パーセント、金額にいたしまして28億4,233万4,000円を占めている一方、自主財源の柱であります町税はわずか11.3パーセント、金額にして9億7,006万円しかなく、地方交付税や各種交付金に頼らざるを得ない財政状況となっており、今後もこの依存財源主体の歳入構造が大きく変化する要素は見当たりません。

しかも本町は既に、普通交付税の合併算定替の段階的削減期4年目に入っております。7割が縮減となった本年度においては1.6億円の影響がありました。同水準の算定で推移した場合、令和2年度で約2億円、合併算定替が終了する令和3年度には、約2.3億円の減収となる試算であります。今後、歳入における一般財源総額の増加は見込まれません。

段階的削減に備えた財政調整基金の残額は、平成30年度末で22億522万1,000円と、前年度に比べ約0.8億円増加しているものの、財政調整基金を取り崩さなければ予算が組めない状況は依然として続いており、一般財源歳出の抑制を急がなければ基金が早期に枯渇する恐れがございます。

また、歳出面の見通しとしましては、投資的経営において、橋梁長寿命化計画に

基づく改修事業、県営氷川排水機場整備事業、防災公園整備事業などが計画されていることから、将来にわたり大きな財政需要が見込まれます。社会保障経費や公共施設、社会資本の維持管理費等につきましても年々増加する傾向にあります。今後の国の予算編成及び地方財政対策次第では、さらに厳しい財政運営を強いられる可能性があります。

近年、経常収支比率が高い水準で推移し、財政構造の硬直化が懸念される中、安定した財政運営を図っていくためには、行政評価の活用によります事務事業の見直し等、財政健全化に向けた取り組みを着実に実行するとともに、財政規模に応じた適正な事業選択を行う必要があります。

このような国・県の政策や財政状況を踏まえまして、令和2年度氷川町一般会計予算につきましては、大幅な歳入減を見据えた厳しく堅実な財政運営に向けて、職員自らが創意工夫を図り、事務事業の徹底的な見直しや事業間の優先順位を厳しい選択を行う一方、将来に向けた町政発展の礎を築くための重要な事業につきましては、国・県の交付金等の活用を図り、必要な財源を確保することとし、徹底したコスト意識の下、メリハリのある予算編成に心がけ、対前年度比6.9パーセント減の総額63億9,977万4,000円といたしました。

歳入では、町税が若干増加をし、地方交付税は横ばい、財源確保のために財政調整基金から繰り入れを行い、町債につきましては必要最小限の起債に抑えたところであります。

歳出では、総務費、公債費を増額予算とし、それ以外は全て減額予算といたしました。

氷川町が誕生して15年目を迎え、持続可能な基礎自治体としての礎を築く大切な時期を迎えております。令和2年度は、「持続可能な町政運営を目指した行財政改革の年」と位置付けまして、歳入減を見据えた徹底した行財政改革に取り組むとともに、将来の氷川町を展望した堅実な視点を持ち、第2次氷川町総合振興計画並びに地方創生総合戦略に基づいた、次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力をいただき、町民の皆さまと協働しながら「安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市・氷川町の創造」に向け、堅実かつ積極果敢な町政の展開を行ってまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず一点目に、魅力ある産業の振興であります。安定した生産基盤を確保するためには基幹産業であります、農業・商工業に活力と魅力がなくてはなりません。

農業振興策といたしましては、足腰の強い持続可能な農業経営を図るため、各種生産組織及び営農組織を中核とした組織型農業を推進するとともに、共同経営を視野に入れた農事組合法人並びに担い手農家の育成を図ってまいります。

地方創生拠点整備交付金事業で整備をいたしました特産品加工センター「創生館」を活用し、町づくり振興会によりますハサップ対応に主眼を置いた、県南フードバレー推進協議会が認定する「RENGA（レンガ）」商品の製造及び販売を進めてまいります。

農地集積加速化事業においては、既に農業法人化しました6つの法人の今後の経営を支援してまいります。農地課並びに農業委員会、また最適化推進員との連携によりまして、熊本県中間管理機構を活用しました農地の集積を積極的に推進をしてまいります。

い業機械再生支援事業も継続して実施をすることとし、い業関連機械の維持管理費を支援することによりまして、生産機械の長寿命化を図ります。

併せまして、再生産されました、い草の収穫機ハーベスタの導入支援、また同じく再生産が決定をいたしました、い草移植機の導入支援につきましても、国・県と連携をして支援をしてまいりたいというふうに考えております。

新規就農総合支援事業、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業、鳥獣被害対策事業等々につきましても、国・県の事業を活用するとともに、それぞれの農家の支援を進めてまいります。

氷川町農業元気づくり支援事業は、7つの事業を展開いたします。特に、病虫害への対策を中心に行う予定であります。また、継続事業といたしまして、経営所得安定対策事業、経営体育成支援事業、氷川町販売戦略基本計画に基づきます農産物販売戦略強化対策、いぐさ畳表生産体制強化緊急対策事業等々、これまでの事業を継続して実施をいたします。特に、農業経営の安定化と農家負担の軽減を目的といたしました農業収入安定化事業につきましても継続をいたします。

昨年度、実施をいたしました水産環境整備事業により整備をしました、漁場の活用を図るとともに、水産基盤整備交付金事業では、アサリ、ハマグリ稚貝の放流及び漁場の耕うんを継続して実施をいたします。

農業基盤整備事業といたしまして、老朽化した砂川排水機場直流電源装置更新事業の工事を行うとともに、国営造成施設管理体制整備促進事業を氷川町土地改良区と連携をして実施をいたします。

多面的機能支払交付金事業につきましては、現在27地区で取り組みが行われておりますが、農村環境の保全と改善のため、更なる取り組みの拡大を目指します。

竜北地区の県営湛水防除事業並びに氷川大堰改修事業につきましては、熊本県とともに事業の計画的な推進に努力をしてまいります。

商工業振興策といたしまして、継続して創業支援事業所等整備促進事業を推進し、新規創業する商工業者の店舗及び機械器具の整備と既存の商工業者の店舗リフォー

ム等、機械器具等の更新についても継続して支援をしております。

ネット通販販売促進事業、地域資源活用等、特産品開発、販路拡大事業等につきましても、販売戦略商工会補助金として位置付け、雇用の確保、商工会活動の支援と商工業者の経営革新の支援を行っております。

町単独のプレミアム付商品券の発行につきましても継続して実施し、町内における購買力の向上を目指しております。

企業誘致活動につきましては、既に工場用地を取得された、火乃国食品工業において新工場が早期に建設をされ地域内雇用が図れるよう、今後も支援を行うとともに、残地につきましても、元旦ビューティ工業において活用されるよう要請を行うとともに、更に新たな企業誘致活動も継続して実施をしております。

改修工事が完了いたしました、宮原まちづくり酒屋、立神峡公園、秋山幸二ギャラリーとともに、氷川ツーリズム事業の一つの資源として位置付け、相互に連携を取りながら、その活用を図ることといたしております。

現在は行っておりませんが、各種イベントにつきましても、コロナウイルス対策が終結をいたしました後には予定通り、それぞれのイベント事業も進めたいというふうに考えているところであります。

2点目に、地域でいきいきと暮らせる保健・福祉のまちづくりであります。生活の基盤は何と言いましても健康づくりであります。町民の皆さま方が健康で日々の生活を送っていただけるよう、疾病の早期発見、早期治療を促進し、保健予防、健診事業及び健康相談、保健指導、食生活改善指導を更に強化をして推進しております。

2年目となります、高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業を継続し、交通手段が乏しい高齢者及び障害をお持ちの方の皆さまを支援するとともに、実証事業でございます、その実証の成果というものをしっかり見極めていきたいというふうに考えております。

昨年4月から病児・病後児保育が、八代北部地域医療センターを事業主体として開始をされております。今後も、その運営並びに財政支援を行いたいというふうに考えております。

人間ドック受診費用、各種がんの受診費用、高齢者のそれぞれの予防接種等々の助成につきましても継続して実施をしております。

子育て支援及び定住促進対策といたしまして、現在の高校生までの医療費無料化、産前産後ホームヘルプ事業及び「すこやか赤ちゃん出産祝い金支給事業」を継続して実施するとともに、保健師を中心とした氷川町子育て世代包括支援センターを4月に設置し、保健予防と児童福祉の両面から支援をしております。

高齢者及び障害者福祉対策といたしましては、現在行っております、いきいきサロンの事業、食の自立支援事業、通所型介護サービス事業等々、それぞれの支援を継続して実施するとともに、その中身につきましても今後更に精査をしていきたいというふうに考えております。特に、いきいきサロン事業につきましては、全地区で実施を行っていただいております。高齢者のみならず、地域の各年代層の方々が関わりを持てる機会をつくり、地域ぐるみで高齢者を見守る環境づくりを進めてまいります。

町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画を踏まえ、社会福祉協議会の円滑な事業運営と改革を図ることといたしております。

前年度の報告で申し上げましたとおり、ヘルパーステーション氷川事業所を今月末で閉鎖をいたします。その分につきましては、民間事業者への移行を考えておりまして、その分につきましては社協が責任をもって民間の業者を、今それぞれの利用者の方々とのマッチングを進めているところであります。今後も社会福祉協議会と民間施設との役割分担を図り、社会福祉協議会独自の地域で支える介護福祉の環境づくりを進めてまいります。

3点目に、人を育む魅力ある教育の振興であります。町内の小中学校へ整備をいたしました空調設備を運用し、快適な学習環境を提供してまいります。

竜北西部小学校の学童保育につきましては、現在、空き教室を利用いたしております。新たに学童保育所の施設を建設することとし、本年度、用地の取得と造成設計に着手をいたします。

中学生の英語検定受験助成事業を継続し、財団法人日本英語検定協会が実施をいたします実用英語技能検定費用の一部を助成し、英語に対する学習意欲の向上を図ってまいります。

小中学校に導入が完了しておりますICT機器及びICT支援員2名を配置し、学習支援を行うことで、学力のさらなる向上を目指してまいります。

継続して、県費教職員を指導主事として本町に配置し、教職員の授業力向上及び学級経営、生徒指導等への指導助言とともに、本町教育の特色でありますコミュニティスクールの取り組みを推進してまいります。併せまして、学校支援事業につきましても地域の皆さま方のご支援を賜り、それぞれ直接、学校を支援する環境を整えてまいりたいというふうに思っております。また、要支援児童生徒指導員につきましては、5校を合わせまして12名体制で支援をしてまいります。

宮原小学校の給食につきましては、共同調理所からの配食を4月から開始することとし、学校給食における地元食材の活用を図るための助成を行うとともに、必要な備品の更新を図ってまいります。

学校施設修理と教材備品等の購入につきましては、学校現場の要望を尊重して進めてまいります。

小学校部活動が社会体育に移行いたしまして2年が経過をいたしました。それぞれの部活動、現在、円滑に活動が図られておりますが、更にその活動が円滑に進みますよう支援を行ってまいります。

幼児期における質の高い保育・教育を支援するための、子ども・子育て支援事業計画及び新次世代育成支援対策行動計画に基づきます、様々な事業を実行をし、全ての子供と子育て世代が、安心・安全・健康に暮らせる町を目指してまいります。

八火図書館も、多くの町民の皆さま方にご利用をいただいております。今後も蔵書数を増やすとともに、新たな施設をつくる際に計画をしておりました、八火図書館を中核とする学校図書館との連携を図る、それぞれの取り組みを具現化することといたしております、今後の活動に期待を寄せているところであります。

野津古墳群並びに大野窟古墳の保存活用につきましては、継続して専門家の意見を拝聴しております。必要な対応を取ってまいりたいというふうに思っているところであります。

4点目は、魅力ある暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。地球環境への負荷軽減による自然と共生するまちづくりを目指しまして、太陽光発電施設等の費用助成、また住宅用新エネルギー等導入促進事業及び合併浄化槽設置助成事業を継続して取り組んでまいります。

ごみ減量化宣言に基づきまして、生ごみ減量化を目指しました電気式生ゴミ処理機の購入助成は継続をして実施いたします。

併せまして、地区座談会等々で要望がありました、コンポストにつきましても新たに助成を行うことといたしました。積極的にその普及を図り、ごみ減量化に努めてまいります。

ごみ袋の価格の改定を行いましたので、町民の皆さま方にご理解をいただくとともに、サイズにつきまして現在、大と小しかございません。加えまして、中サイズを新たに製作したいというふうに思っております。なお、八代市環境センターにおける氷川町のごみ広域処理につきましては、「八代市・氷川町循環型社会形成推進協議会」におきまして、継続して協議を進めているところであります。

防災防犯対策といたしましては、熊本地震を踏まえて一部見直しました、氷川町地域防災計画に基づく対応を徹底するとともに、町内全地区の地区別防災計画を活用した、それぞれ地区ごとの防災訓練を始め、あるいは地域連携した防災訓練等々、地域住民の皆さま方にそれぞれ防災意識の醸成を進めてまいりたいというふうに思っております。併せまして、それぞれの取り組みを支援してまいります。

防災行政無線デジタル化の事業が完了いたしました。必要な情報を適時、適切に提供するとともに、防災備蓄倉庫における災害対応資機材及び食料等の備蓄を計画的に進めてまいります。

消防団及び自主防災組織を核とした、地域防災体制の充実と地域ぐるみで見守る防犯体制を確立するとともに、機能的な組織づくりを更に進めてまいります。特に、消防団につきましては、団員の確保に努めるとともに、団員報酬の改定、消防活動資機材及び装備の整備を行い、活動環境の充実と改善を図ります。

野津防災公園の本体工事を施工するとともに、用地を取得しました宮原防災公園の実施計画並びに網道防災公園の用地取得を進めてまいります。

下水道につきましては、竜北地区の各世帯への普及率の向上を図るとともに、県営事業で進められております、宮原処理区の八代北部流域下水道への編入を県とともに推進をしてまいります。

集落内の道路、河川及び排水路につきましては、氷川町道路整備基本計画と地区からの要望との整合性を図りながら、社会資本整備総合交付金等の国・県の事業を積極的に活用しつつ、優先順位をつけて整備を行うことといたしております。

また、大野交差点の改良並びに本山地区の県道改良につきましては、熊本県が実施主体であります。県に協力をいたしまして、事業が円滑に進むよう努力をしてまいります。

町が管理する既存の既設の橋梁につきましては、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、これも優先順位をつけて改良工事を行います。

定住促進施策の一環として、継続事業として空き家バンクに登録した空き家リフォーム助成、引っ越し及び家財撤去費の助成を行うとともに、移住体験住宅を活用し、移住希望者の体験宿泊や空き家店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町外はもとより県外からの移住者の受入れを行うよう、移住定住促進プロジェクト事業を更に強化してまいります。

最後に、住民を支える行政運営の推進であります。既に策定をいたしました「第2次氷川町総合振興計画」、「第2期地方創生総合戦略」並びに「氷川町国土強靱化地域計画」で示しました、まちづくりの基本方針及び各種施策を着実に遂行するためには財源が必要であります。創意工夫による財源の確保と堅実な財政運営を図ってまいります。

「氷川町第2次行政改革大綱及び実施計画」に基づいた改革を確実に実践するとともに、堅実な行財政運営を行うためにも進捗状況の確認と成果の検証を行い、堅実な行財政改革併せて運営を進めてまいります。

更に効率の良い機能的な行政組織とするため、公共施設の管理運営計画に基づき、

適正な施設管理と効率的な運用を努めてまいります。

入札制度において、予定価格を事前公表することで入札の適正な執行に努めてきたところではありますが、落札率の高止まり等の指摘をいただいております。そこで、入札制度における透明性、公平性及び競争性の確保を図る目的で、4月1日以降の入札から予定価格の公表時期を事後公表へ移行いたします。

行政運営の原動力であります、職員の能力開発と育成に尽力をするとともに、人事考課を厳正に行い、処遇に反映をさせてまいります。

住民主役のまちづくりを進めていく上では、町民の皆さまとの対話と協調が重要であります。町政懇談会の在り方につきまして工夫をして実施するとともに、情報を共有する必要がありますので、できる限りの情報を提供してまいります。

大空町との人事交流、また物産の相互交流を継続し、さらなる友好の絆を深めてまいりたいというふうに思っております。

以上、5つのまちづくり戦略を令和2年度の町政運営の基本方針とし、安心して暮らせ幸せを実感できる持続可能な田園都市、氷川町の創造を目指して、職員とともに全身全霊を傾注して、緊張感を持って取り組んでまいり所存でございますので、議員各位には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和2年度の施政方針といたします。

○議長（米村 洋君） しばらく休憩いたします

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前10時58分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第1 発議第1号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） お諮りします。ただいま、発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

この発議は、私が提出者でありますので、これより議長の職を副議長に行わせます。

○副議長（松田達之君） 皆さん、こんにちは。ここから、議長の職務を行いたいと思

います。

追加日程第1、発議第1号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提出者の説明を求めます。米村洋君。

○12番（米村 洋君） 発議第1号について、説明いたします。発議第1号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、私、氷川町議会議員、米村洋が提案者になり、三浦賢治議員はじめ10名の議員の賛成を得ましたので提出いたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14第1項及び第2項の規定により提出します。

1枚開いていただければ。氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、氷川町一般職の職員の給与に関する条例、平成17年氷川町第38号の一部を次のように改める。

第8条の2、第1項第1号の中、「自ら」の前に「本町の区域に」を加える。附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。

提案理由について、一般職の給与については、地方公務員法第24条第2項により、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給料その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されている。本町でも国に準じた給料体系となっているが、この規定にある民間事業の従事者の給与を勘案する上で、公務員と民間の給料の格差に不満を持っている多くの町民からの声もある。

こうしたことから、特に住居手当について住みよいまちづくりを推進して、人口減少を少しでも食い止めようとするのが町の立場である。職員は町内に居住し、地域住民とともに行動し、災害時の緊急時にできるだけ速やかに対応できるよう、職員が町内に居住することを最善と考える。そのために条例の一部を改正する提案をするものであります。

○副議長（松田達之君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今、提案理由の説明がありましたので、この議案を提出された経緯と言いますか、少しその辺もお伺いをしたいと思います。民間の給与と公務員の給与との開きの話もありました。全国的には民間の給料に公務員も合わせるというようなことで、この間、人事院は発表をしてくれています。

2点目の職員は町内に居住する、それを促すという意味で出されたと思います。職員はできるだけ氷川町内に住居を構えてほしいというのは、これまで議会で3度ほどありましたが、そういうことで何回もそういう意見を出しているけれども、改

善がないということで今回このようにされたのでしょうか。まず、その点をお伺いしたいと思います。

○副議長（松田達之君） 米村洋君。

○12番（米村 洋君） ただいま、吉川議員からの質疑について、そのとおりであります。

○副議長（松田達之君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） この住居手当というのが、一体全体いつから出されているのかということで、少しこの間、私なりに勉強をしてきました。

地方自治法昭和22年4月17日の法律204条の2項で、地方団体は条例でこの住居手当を支給することができる、条例で決めなさいというふうになっています。だから、今回も条例を改正して廃止を、居住が氷川町以外の人には出さないようにしようということであります。

私は、この住居手当というのは福利厚生だというふうに言われてきました。実は、このことで、もう少し福利厚生とはどういうものかということで調べてみました。労働基準法では、第3条で労働条件について差別的な取扱いをしてはならない。また、日本国憲法13条で、個人の尊厳、幸福の追求の権利がうたっています。14条で法の下での平等がうたっています。22条では居住の選択、自分が住む所、これは自由だ、これを保障しなさいというのが憲法に書いてあります。

この点から見て、私は今回の点はどうかかなと。条例を変えれば規則通り変更することはできるというふうになると思うのですが、この点はどのように考えておられますか。

○副議長（松田達之君） 米村洋君。

○12番（米村 洋君） 吉川議員の質疑に対して、ご説明いたします。福利厚生というのは、この住居手当には当てはまらないという解釈をしております。それと、憲法24条の居住の自由ということにおいても、この条例改正には当たらない。どこでも住んでもいいということは、これは居住の自由権というのはあると思います。しかし、条例改正は、住宅手当は町内に居住するものという改正だけであります。

○副議長（松田達之君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） もう一点、お伺いしたいと思います。

千葉県の富里市で、住宅手当を町内・町外に分けて、町外は減額するという条例が出されました。このときに千葉県はどのように言ったかということ、千葉県は住居手当を減額する条例の改正については適切ではないという見解を示しています。その後、当時の毎日新聞にこのような記事がありました。地方公務員の給与は均衡の原則、地方公務員法第24条第2項がある以上、在住する場所によって手当の額を

変えるのは適当とは言えないだろう。そして、考えられるのは福利厚生の一環だという点が載っていました。

今、福利厚生ではないと言われたわけですが、自治法の中には確か福利厚生の一環というふうになっていたかと思います。だから、今回、町外から来る職員については一切出さないというのはどうなのかと。ちなみに、富里市では、その後、議案は議決されて5,000円の減額になっています。その点は、どう判断されていますか。

○副議長（松田達之君） 米村洋君。

○12番（米村 洋君） 吉川議員の質疑に対して、ご説明いたします。私としては、職員は地域に居住し、住民とともに伝統文化を共有しながら苦楽を共にして、職員が地域に居住することにおいて、安心・安全なまちづくりが構築できるという解釈をしております。

今、言われたように、ある自治体が減額ということを出されましたけれど、福利厚生というのはちゃんとあると思います。この住宅手当というのは、町独自で制定できるというふうになっていますから、自らの本町の区域ということを加えることには何の問題もないと思っております。

○副議長（松田達之君） ほかに質疑はありませんか。河口涼一君。

○3番（河口涼一君） ただいまの発議の趣旨、これは理解するところですが、実情についてお尋ねをしたいのですが、該当者の数と支給・受給金額、これは今どれほどになっておりますか。

○副議長（松田達之君） 米村洋君。

○12番（米村 洋君） 河口議員の質疑に対して、ご説明します。質疑の内容がはっきりしたことが分かりませんから、もう一度、質疑をしていただければと思っております。

○副議長（松田達之君） 河口涼一君。

○3番（河口涼一君） 内容が分からないということですが、発議をされまして、当然これには該当される対象者がはっきりしていると思いますので、そこに該当されまます方が何人おられるかと。

○副議長（松田達之君） 休憩いたします

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

-----○-----

○副議長（松田達之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

米村洋君。

○12番（米村 洋君） ただいま、職員の数ということを重点的に質疑されたという解釈をしてもいいでしょうか。町外から来る職員の。

確かに、私の記憶するところによると、15、6人いるということでもあります。ただ、15人おろうが、20人おろうが、1人であろうが、私としては、非常に町民から不信感を抱かれることはたくさんあるわけです。

例えば、河口議員のお母さんが役場に来て、私は氷川町にもう何十年も住んでいるけど、氷川町はいろんな行政のことを充実した政策をやっている。「本当に氷川町に住んでよかったな」と言われたときに、その職員が「そうですね」と、「氷川町に住んで本当にいいですよ」と、そういう一つの説明をしたときに、「あなたはどの地域から来ているんですか」と言われたときに、「私は氷川町の町外から来ています」と言われたら、その町民の人は怒り心頭になるのではないですか。

そういう意味で、職員たる者は、それは責務だと、町内に住所を有するというのが第一の使命であるというふうに考えているわけでございます。

○副議長（松田達之君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（松田達之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 私は、本議案に反対の立場で討論をいたします。発議者のこれまでの議会での職員に対する、氷川町に対する思いはよく分かります。その思いから職員は氷川町にみんな住んでくれ、こういう気持ちをずっと伝えてこられました。

先ほど町長の施政方針の中に、氷川町に人を呼び込む移住にも力を入れるというふうな話もありました。そういう点では、これを出された発議者の気持ちは、私はよく分かっているつもりであります。

しかし、条例改正は時期尚早と思います。もっと職員と話し合う場があってもいいのではと、よかったと思っています。

質疑の中で福利厚生施設の話がありました。私は、この議案が出されるという話を聞いてから、この間、自治体のいろいろなところを調べてみました。

前大阪府総務部の方が発言している投稿がありました。これをずっと読んでみました。なるほどなと思いました。福利厚生とは、一般に人間の生活を健康で豊かにするものである。福利厚生を図り、安心して公務に専念できるように措置することが公務の能率の維持に不可欠であるという認識に基づくものだと、この人は言っています。地方公共団体は、職員の健康、元気、回復、その他厚生に関する事項につ

いて計画を樹立し、これを実施しなければならぬという規定もあります。

そういう中で、地方公共団体の負担で職員の居住用宿舎を設置することが広く行われてきました。職員の宿舎は、主として職員の住宅難に対処すること、職員の私的生活の便宜を図ることを目的とするということで、民間の企業の社宅と同じだというのが出されていました。先ほど、昭和22年の自治法の話もしましたが、そういった経過があってこの住宅手当というのは出されていると私は思います。

今回、提案された中に、氷川町に住めなかった職員もいると思います。私は、町民の人、また職員の人とも話をいたしました。氷川町に居住を求めたが、なかなか条件が合わなくて町外に住まざるを得なかった、こうした町民の声がありました。職員の中には努力している人もいると思うのです。

憲法で居住の自由があるわけで、先ほど発議者も言われたとおり住むのは自由です。しかし、手当をなくすということになれば、それは一つの差別につながるのではないかと、私は思います。当該職員との合意を得てから、条例改正をすべきではなかったか、提案すべきではなかったでしょうか。

今後、氷川町で仕事をしたいという意欲のある人、人材のことも考えると、近隣の市町村と処遇が変わらないほうが良いと思います。氷川町の職員の高校卒で入ってくる人は約15万円の給料、大学卒で18万円の給料だと思います。当然、それ以外に手当もつきます。これはどこの町村でも一緒です。私はそういった点を考えると、本来、氷川町に住む努力を訴えることは必要ですが、少ない給料で高い家賃を取られる。そうしたら、できるだけ家賃の高い所へいこうというふうになるのは当たり前ではないでしょうか。私はそれが福利厚生の本質になっていると思います。

本定例議会には、少子高齢化社会の中で人口の減少が続いていることで、人口対策として町外から移住者を求め、いろいろな施策が計画されています。子供の医療費無料化を町長は言われましたが、それも一つです。今、職員一丸となって氷川町の魅力を発信し、住政策を進めていかなければなりません。職員の移住が進まないのは何か足りない、私は思っています。職員も率先して移住できる条件を整備する。例えば住宅造成、若者定住住宅、こういった政策を進めることが先ではないでしょうか。

また、本議会に提案される予定の町会議員特別職、期末手当の引上げも提案されています。私はそういった中で、職員の手当を削減することには賛成できません。議員の皆さんは、今回の採択を見送って、職員としっかり話し合っ、他町村の動向も見て、そして改めて提出し、納得のいくところで全員賛成をしていただきたいと思ひます。

そして、また一つ、私はこういった条例というのは、議員発議では良くないと思

います。やはり、町長自らが職員を管理する、職員を指導する、そして町全体が方針を進めていく立場から考えて提案すべきだったのではないかというふうに考えています。

以上の立場から、私は反対をいたします。

○副議長（松田達之君） 上田俊孝君。

○7番（上田俊孝君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

人口減少、これは本当、地方行政にとっては死活問題だと思います。東京都も2025年から人口減少がなるという報道機関もあります。それと、平成17年に氷川町が誕生して早15年になります。再三、職員の方にも、歴代町長も促されていたということも私は聞いております。その中で、こういう状態の中で、発議者の提案に対して、私も十分賛成した立場で意見を述べさせていただきます。

以上です。

○副議長（松田達之君） 片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 私も賛成の立場で発言させていただきます。提案理由にやはり理解できるからです。

福利厚生というのは、やはり町民の方も納得できるような福利厚生であるべきだと思っております。また、氷川町では防災・減災にしっかり力を注いでいるわけがありますので、職員の方が地域に住んでいただくと、安心・安全なまちづくりの原動力になると思いますし、やはり理解をしていただきまして、氷川町内になるべく住んでいただくようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（松田達之君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（松田達之君） ないようであります。これで、討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立お願いいたします。

[賛成者起立]

○副議長（松田達之君） 起立、賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、私、副議長は議長の職を降りたいと思っております。

お世話になりました。

-----○-----

日程第 5 議案第 1号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

- 日程第 6 議案第 2 号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3 号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 号 氷川町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 6 号 氷川町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 7 号 氷川町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 8 号 氷川町少年自然の森条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 19 号 氷川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 9 号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 15 議案第 10 号 令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16 議案第 11 号 令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 17 議案第 12 号 令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 13 号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 19 議案第 14 号 令和 2 年度氷川町一般会計予算について
- 日程第 20 議案第 15 号 令和 2 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 16 号 令和 2 年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 2 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 18 号 令和 2 年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 24 同意第 1 号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（米村 洋君） 再び、議長の職務に復帰します。

日程第 5、議案第 1 号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 24、同意第 1 号、氷川町教育委員会委員の任命についてまで、まとめて一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 提案理由の説明を行います。本定例会に提案をいたしております。

すのは、条例廃止及び一部改正、その他 9 件、令和元年度一般会計並びに特別会計補正予算 5 件、令和 2 年度一般会計並びに特別会計予算 5 件、同意 1 件でございます。

議案第 1 号は、議会議員の期末手当の支給率を引き上げるため、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第 2 号は、氷川町町長等の期末手当の支給率を引き上げるため、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第 3 号は、人事院勧告に基づき、一般職員の給与改定及び勤勉手当の支給率の改定を行うため、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。

議案第 4 号は、消防団員の報酬改定と公務災害時の補償及び退職報償金の支給規程を追加するため、氷川町消防団条例の一部を改正するものであります。

議案第 5 号は、国民健康保険施行令の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 6 号は、民法の一部改正に伴い、氷川町営住宅の条例の一部を改正するものであります。

議案第 7 号は、こちらも民法の一部改正に伴い、氷川町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正するものでございます。

議案第 8 号は、氷川町少年自然の森の利用状況及び類似施設の設置状況を踏まえ、当該施設を閉鎖するため、関係条例を廃止するものであります。

議案第 9 号から議案第 13 号までは、令和元年度一般会計並びに特別会計の補正予算でありまして、一般会計及び特別会計ともに、それぞれ過不足が生じておりますので補正するものであります。

議案第 14 号は、令和 2 年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年比 6.9 パーセント減の 63 億 9,977 万 4,000 円とするものでございます。

議案第 15 号は、令和 2 年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を前年度並みの 20 億 476 万 1,000 円とするものであります。

議案第 16 号は、令和 2 年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比 7.9 パーセント増の 18 億 4,016 万 3,000 円とするものであります。

議案第 17 号は、令和 2 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比 6.1 パーセント増の 1 億 7,875 万 3,000

円とするものであります。

議案第18号は、令和2年度氷川町下水道事業特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比15.1パーセント増の6億4,714万5,000円とするものであります。

議案第19号は、地方自治法の一部改正に伴い、氷川町監査委員に関する条例の一部を改正するものであります。

同意第1号は、氷川町教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご検討いただきますようお願い申し上げます。

○議長（米村 洋君） これから、議案第1号から順次、詳細説明を求めます。

総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 議案第1号から議案第4号まで、続けて説明させていただきます。

議案第1号について説明を行います。氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、令和元年人事院勧告による一般職の職員の給与改定及び特別職の職員の期末手当の支給率の引上げに伴い、議会議員の期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。改正条例の第1条で議会議員の期末手当の支給率を規定したもので、第6条第2項中、100分の155を100の160に改めるもので、令和元年12月支給の期末手当に適用し、年間3.15月分支給するものとなります。

改正条例の第2条も期末手当の支給率を規定したのですが、改正条例第1号で改正する12月支給の100分の160と6月支給の100分の155を平準化し、令和2年4月施行で6月と12月の支給率を同率の100分の157.5に改めるものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第2号をご説明いたします。氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和元年人事院勧告に伴い、期末手当の支給率を引き上げるため

ございます。

改正内容は、議会議員と同じ改正内容でございますが、改正条例の第1条で期末手当の支給率を100分の5引上げ、令和元年12月支給の期末手当に適用するものです。

改正条例第2条は、令和2年4月1日施行で、6月及び12月の支給の月数を平準化するものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号をご説明いたします。氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条の第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和元年人事院勧告に基づき、給与改定及び勤勉手当の支給率の改定を行うものでございます。

改正内容としまして、新旧対照表1ページをご覧ください。改正条例で第1条は、一般職の職員の住居手当の対象上限を家賃月額1万2,000円から月額1万6,000円に引き上げ、月額2万3,000円以下の家賃から1万2,000円を控除した額を月額2万7,000円以下の家賃から1万6,000円を控除した額に改正し、月額2万3,000円を超える家賃から2万3,000円を控除した額の2分の1を1万1,000円に加算した額から月額2万7,000円を超える家賃から2万7,000円を控除した額の2分の1を1万1,000円に加算した額に改正するものでございます。

期末手当につきましては、6月及び12月で同じ支給率とするものです。

2ページは、勤勉手当の支給率を100分の5引上げ、令和元年12月支給の勤勉手当に適用し、年間支給率を1.9月分とするものでございます。

また、別表第1は、行政職給与表でありまして、1から3の職務の級を主に平均0.1パーセント引き上げ、増額改定するものでございます。

7ページの改正条例第2条は、令和2年4月1日施行するもので、第1条で引き上げた勤勉手当の年間1.9月分を6月及び12月支給の月数を平準化するものでございます。

8ページになります。改正条例第3条及び第4条は、任期付職員に関する条例の一部で、特定任期職員の期末手当3.4月分を6月及び12月支給の月数を平準化するものです。なお、本町は現在、特定任期付職員は採用をいたしておりません。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

次に、議案第4号をご説明いたします。氷川町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法96条第1項の規定により議会の議決を

求めるものでございます。

提案理由としまして、消防団員は常時から地域住民の災害等から、安心・安全を守るという重要な役割を行っております。近隣市との均衡を図るため、報酬額を見直し、消防団の公務災害時の補償及び退職報償金の支給規定を追加し改正するものでございます。

新旧対照表1ページをご覧ください。第13条で団員の年収報酬を団長14万3000円を15万円、副団長9万8,400円を12万円、指導員7万2000円を9万円、分団長7万2000円を7万1,000円、副分団長4万9,000円を5万円、班長2万2,800円を2万4,000円、団員1万8,700円を2万円に改定し、第15条に公務災害補償、16条に退職報償金を、今までも制度はありましたが、明確に支給規定を今回追加するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第5号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税賦課限度額及び国民健康保険税軽減判定所得基準額が改正となるため、条例の一部を改正するものです。

3枚目の新旧対照表をお願いします。第2条第2項、国民健康保険税医療分の賦課限度額を61万円から63万円に、第4項、介護納付金分の賦課限度額を16万円から17万円に改め。

次のページ、お願いします。上から3行目、5割軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円。

さらに、次のページ、お願いします。上から2行目、2割軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を51万円から52万円にそれぞれ改め、軽減の対象者を広くするものです。附則により令和2年4月1日から施行するものです。

これで、議案第5号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） それでは、私のほうから議案第6号と議案第7号まで続けて説明させていただきます。

まず、議案第6号は、氷川町営住宅条例の一部を改正する条例についてござい

ます。

氷川町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、民法の一部改正により個人根保証契約に極度額の設定が必要となったため、条例の一部を改正するものです。

4枚目の新旧対照表の3ページをご確認願います。改正内容としましては、第11条の住宅入居の手続の第2項として、「連帯保証人が負う極度額は入居決定時の家賃の3月分とする」を加えるものです。この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

また、この新旧対照表で、11条関係以外で朱書きで表記されている部分につきましては、本来、従前に修正が必要でありましたけれども、今回の条例改正の際に判明いたしましたので、併せて整えさせていただいたものです。

見づらいものとなってしまったことについて、おわび申し上げます。

これで、議案第6号、氷川町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

次に、議案第7号、氷川町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙の通り制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、先ほど同様に、民法の一部改正により個人根保証契約に極度額の設定が必要となったため、条例の一部を改正するものです。

3枚目の新旧対照表をご確認願います。先ほど同様に、改正内容としましては第11条の入居の手続の第2項として、「連帯保証人が負う極度額は入居決定時の家賃の3月分とする」を加えるものです。この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、増永光幸君。

○生涯学習課長（増永光幸君） 続きまして、議案第8号、氷川町少年自然の森条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

氷川町少年自然の森条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、当該施設の利用状況、近隣類似施設の設備状況等を踏まえ、当該施設を閉鎖することが適当であると判断したことから、当該施設の運営方法等を定めた条例を廃止する必要があるため提出するものでございます。この

条例は附則で令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 議案第19号をご説明いたします。

氷川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、地方自治法の一部改正を踏まえ関係規定を整備するものでございます。

第9条中の「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の2第3項」に改めるものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 議案第9号、令和元年度、氷川町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,280万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,007万6,000円とする補正予算でございます。補正の概要は、実績などによる執行残の減額が主なものとなっております。

6ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。追加です。

30款、商工費のプレミアム付き商品券事業196万5,000円は、4月以降の補助金交付決定が予想され、年度内での事業完了が見込めないため繰り越すものです。

40款、消防費、防災行政無線デジタル化更新整備事業2億884万9,000円は、中国で製造している一部の機器が新型コロナウイルス感染症の影響で納入が困難となっており、年度内完了が見込めないため繰り越すものでございます。

45款、教育費、野津古墳群買上事業1,508万7,000円は、用地交渉に時間を要し、年度内完了が見込めないため繰り越すものでございます。

7ページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。追加になります。指定文化財範囲確認等請求事件弁護士業務委託で、期間は訴訟契約終了年度まで、限度額は訴訟委任契約により決定した額でございます。

8ページをご覧ください。第4表、地方債補正でございます。変更です。総務債

を1億6,790万8,000円に、農林水産業債を8,770万円に、土木債を2億4,600万円に、消防債を3億5,860万円に限度額を補正するものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

35ページをご覧ください。10款、総務費、15項、5目、戸籍住民基本台帳費、19節、負担金補助及び交付金の社会保障・税番号システム中間サーバー利用負担金239万1,000円は、個人情報の提供を受けるためのシステム利用負担金でございます。

42ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、15目、障害者福祉費、20節、扶助費の障害福祉サービス費等925万5,000円は、実績見込みにより不足が見込まれるため計上するものです。

43ページをご覧ください。10項、児童福祉費、15目、保育所費、19節、負担金補助及び交付金の障害児保育事業補助金453万8,000円は、対象者の増加による不足が見込まれるため計上するものです。また、2つ下の保育施設給付費補助金937万1,000円につきましては、保育単価の改正及び処遇改善加算率の改正による不足分を計上するものです。23節、償還金利子及び割引料につきましては、平成30年度の実績に伴い、保育施設給付費国庫負担金返還金などを計上するものです。

45ページをご覧ください。20款、衛生費、5項、保健衛生費、5目、保健衛生総務費、28節、繰出金で国民健康保険特別会計への繰出金211万1,000円の主なものは、保険基盤安定繰出金等の実績見込みにより計上するものでございます。

51ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、25目、農地費、19節、負担金補助及び交付金の県営事業負担金を740万9,000円減額しております。竜北地区湛水防除事業費に国の補正予算の配分があり、工事費が増額され負担金も1,782万円の増額となりましたが、氷川大堰改修事業が遅れており負担金の減額がありますので、差引きでの計上となっております。

57ページをご覧ください。35款、土木費、15項、河川費、10目、河川改修費、13節、委託料は、島崎川改修事業において変更事項が生じ、修正設計業務委託料を計上するものです。その下の15節、工事請負費で同工事の工事費を減額しております。

59ページです。40款、5項、消防費、25目、災害対策費、15節、工事請負費の7,034万円の減額は、野津防災公園整備事業において造成工事後、地盤を安定させるための期間を要することで、そのほかの工事費について減額するもの

です。令和2年度予算に計上し、実施いたします。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

11ページをご覧ください。5款、町税、5項、町民税、5目、個人及び、10目、法人の計で1,211万3,000円。10項、5目、固定資産税が3,110万4,000円、それぞれ収入見込みにより増額しております。

12ページをご覧ください。15項、5目、軽自動車税が179万5,000円の増額です。20項、5目、町たばこ税につきましては264万円の減額となっております。

15ページをご覧ください。55款、分担金及び負担金、10項、負担金、5目、民生費負担金、15節、児童福祉費負担金の保育料が見込みにより1,264万9,000円の増額でございます。

保育料の増額に伴いまして、17ページになります、65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫負担金、5節、児童福祉費負担金の保育施設給付費負担金及び、19ページになります、70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金、5節、児童福祉費負担金の保育施設給付費負担金が減額となっております。

20ページをご覧ください。10目、衛生費負担金、5節、保険基盤安定負担金923万1,000円は、国保特別会計への繰出金の国及び県負担分でございます。

25ページをご覧ください。99款、5項、町債、15目、農林水産業債、15節、合併特例債を県営事業竜北地区湛水防除事業負担金の財源に1,690万円計上しております。

71ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、一般会計補正予算についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第10号、令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,316万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,315万6,000円とするものです。

歳出につきましては、確定額や実績見込みなどによる減額が主でございます。

14ページをお願いいたします。35款、5項、基金積立金、5目、療養給付費

基金積立金2,987万2,000円の減額は、基金の利息4万200円と繰越金の一部を積立金とするものでございます。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

6ページをお願いいたします。5款、5項、国民健康保険税、5目、一般被保険者国民健康保険税、5節、医療給付費現年課税分1,320万円の増額。7節、後期高齢者支援金分、現年課税分330万円の増額。15節、医療給付費滞納繰越分280万円の増額は、1月までの収納状況により見込みを算定した額となります。

7ページをお願いいたします。25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、5節、普通交付金8,545万円の減額は保険給付費の減額によるものです。

8ページをお願いいたします。40款、繰入金、5項、5目、一般会計繰入金、5節、保険基盤安定繰入金785万円の増額から、30節、その他一般会計繰入金81万1,000円の減額までは、実績見込み等による増減額でございます。

9ページをお願いいたします。45款、5項、10目、繰越金、5節、その他繰越金2,987万7,000円の増額は、今年度分の繰越金の一部を先ほどの歳出の基金とするための補正でございます。

15ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第10号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第11号、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,672万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,477万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為の補正です。追加としまして、控訴代理人委任業務委託におきまして、期間及び限度額が未定のため債務負担

行為を行うものです。

次の5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。歳入の主なものは5款、保険料1,731万3,000円の減額、15款、国庫支出金3,223万5,000円の減額、20款、支払基金交付金2,321万1,000円の減額、25款、県支出金1,126万9,000円の減額です。歳出の実績見込額の減による歳入の減額となります。

次の6ページ、歳出をお願いいたします。歳出の主なものは、10款、保険給付費8,005万8,000円の減額、17款、地域支援事業費566万3,000円の減額です。実績見込額による減額となります。

20ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第11号、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第12号、令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,610万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。10款、5項、5目、後期高齢者医療広域連合納付金、19節、負担金補助及び交付金の224万1,000円の減額は、現年保険料負担金の減額等によるものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

6ページをお願いいたします。5款、5項、後期高齢者医療保険料、5目、特別徴収保険料、5節、現年度分209万7,000円の減額は、歳出で説明いたしました保険料の調整見込みにより減額するものでございます。

これで、議案第12号の説明を終わります

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 議案第13号、令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定める

ため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ485万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億53万2,000円とする補正でございます。

減額の主な理由といたしましては、下水道特別会計の収支予算の確定見込みと執行残によります減額補正でございます。

歳出の主なものからご説明いたします。

10ページをご覧ください。5目、総務管理費、2節、給料から、4節、共済費までは、職員給与の執行残による減額889万8,000円でございます。

10目、公共下水道維持費、15節、工事請負費の588万3,000円は、工事名氷川町公共下水道管渠内侵入止水工事であります。昨年6月に宮原処理区の管路調査を実施しました。その結果、20カ所の浸水箇所が判明し、その中でも緊急に対応しなければならない2カ所についての工事費用です。

次に、15目、公共下水道建設費の減額は管渠築造工事、いわゆる公共ますなどの設置工事費の予算額830万円からの実績による減でございます。

同じく19節の負担金補助及び交付金は、八代北部流域下水道事業建設負担金、県事業の補正予算追加執行による299万6,000円を増額するものです。これは昨年発生しました台風19号により、東北や関東地方の汚水処理施設への浸水被害が発生したことにより、全国的に処理施設の耐水化の検証がなされ、八代北部浄化センターにおいても耐水化への対応が必要だと判断され、それに対応するための追加負担額でございます。

続きまして、歳入の説明に入ります。

8ページをご覧ください。15款、国庫支出金、5項、国庫補助金、5目、5節、下水道補助金の268万3,000円の増額については、ストックマネジメント計画に基づいた下水道維持管理を行う上での改築、更新等に係る社会資本整備交付金の追加配分によるものです。

12ページ以降、給与関係については省かせていただきます。

以上で、議案第13号、令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 議案第14号、令和2年度氷川町一般会計予算についてご説明いたします。

令和2年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第

1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをご覧ください。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 3 億 9, 9 7 7 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 項以降については、説明を省略させていただきます。

7 ページをご覧ください。第 2 表、債務負担行為でございます。一般健診業務委託、人間ドック分、期間令和 3 年度まで限度額 7 0 0 万円、中小企業利子補給、期間令和 6 年度まで限度額 2 0 0 万円です。

8 ページをお願いいたします。第 3 表、地方債でございます。各起債の限度額で、総務債 1 億 2, 2 0 0 万円、民生債 2 2 0 万円、農林水産業債 9, 1 4 0 万円、土木債 8, 8 5 0 万円、消防債 9, 1 7 0 万円です。

次に、歳入をご説明いたします。

9 ページの事項別明細書をご覧ください。歳入合計は 6 3 億 9, 9 7 7 万 4, 0 0 0 円で、前年度比 4 億 7, 3 9 3 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。主なものとしたしましては、5 款、町税、9 億 7, 2 4 5 万 3, 0 0 0 円を計上しております。前年度比 2, 8 0 8 万 9, 0 0 0 円の増額を見込んでおります。

4 5 款、地方交付税 2 7 億円、前年度と同額で見込んでおります。

6 5 款、国庫支出金 5 億 2, 8 4 3 万 9, 0 0 0 円、前年度比 2, 5 0 3 万 7, 0 0 0 円の減額です。

7 0 款、県支出金 5 億 4, 8 3 5 万 5, 0 0 0 円、前年度比 1 億 8 2 3 万 3, 0 0 0 円の減額です。

8 5 款、繰入金 7 億 4, 5 4 7 万 7, 0 0 0 円、前年度比 7, 1 9 9 万円の増額です。

9 9 款、町債 3 億 9, 5 8 0 万円、前年度比 4 億 8, 5 0 0 万円の減額であります。

続きまして、歳出でございますが、新規事業を中心に説明させていただきます。令和 2 年度より、7 節、賃金が廃止となり、8 節以降について繰上げとなっております。

3 9 ページをご覧ください。1 0 款、総務費、5 項、総務管理費、5 目、一般管理費、1 節、報酬で、令和 2 年度より導入の会計年度任用職員の報酬 1 億 1, 2 1 9 万 3, 0 0 0 円を計上しております。前年度まで、非常勤職員報酬や委託料などで計上していたもので、保育士、給食調理員、特別支援教育支援員などの報酬でございます。このほかに 4 0 ページの 3 節、職員手当等で期末手当、4 節、共済費で社会保険料、4 1 ページの 8 節、旅費で費用弁償を計上いたしております。

4 3 ページをご覧ください。1 2 節、委託料に区長業務委託料 1, 9 2 6 万円を計上いたしております。前年度まで報酬での計上でしたが、地方公務員法及び地方

自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、委託料で計上するものです。金額につきましては、区長業務の見直しにより減額となっております。

72ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、12節、委託料で、竜北西部学童保育所建設敷地造成測量設計業務委託料を計上いたしております。竜北西部学童保育所は、現在、空き教室を利用しておりますが、近年学童保育所を利用する児童数が増加の傾向にあります。氷川町子ども子育て支援事業計画に基づき、新たに建設するためのものです。

次のページの16節、公有財産購入費で竜北西部学童保育所建設敷地の土地購入費を計上しております。

79ページをご覧ください。15項、福祉センター費、10目、竜北福祉センター費、14節、工事請負費で外壁改修工事を計上しております。平成28年熊本地震により、外壁タイルが浮いた状態となっております。落下する危険性が高いため安全性と維持管理費用を考慮し、タイルを撤去して塗装仕上げにするものです。

86ページをご覧ください。20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費、10節、需用費で、指定ごみ袋購入費1,156万1,000円を計上いたしております。4月から販売する新たなごみ袋については、令和元年度において当分の間の使用分は購入しておりますが、追加購入です。数量を増やし単価を抑えることで費用の削減を図りたいと考えております。

18節、負担金補助及び交付金、生ごみ処理機等購入費助成金には、ごみの減量化を更に推進するため、新たにコンポスト購入助成費、上限額5,000円を創設し、50基分の費用を含んでの計上でございます。

93ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、25目、農地費、18節、負担金補助及び交付金の上から2つ目の県営事業負担金は、氷川大堰の改修及び竜北地区湛水防除事業に係るものです。竜北地区湛水防除事業につきましては、氷川排水機場の建設に着手される予定です。また、中ほどにあります団体営農業農村整備事業負担金の主なものは、砂川排水機場直流電源装置更新工事に係る宇城市への負担金でございます。

94ページをご覧ください。40目、物産館費、14節、工事請負費は、昨年、調査しましたシロアリ被害の箇所補修及び老朽化による外壁及び柱の塗装で、財源には竜北物産館運営基金を充当いたします。

103ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋梁費、10目、道路維持修繕費は、6件の工事請負費を含み4,891万9,000円を計上いたしております。

104ページをご覧ください。15目、道路新設改良費、5件の工事請負費を含

み5, 175万1, 000円の計上でございます。

109ページをご覧ください。25項、住宅費、10目、住宅建設費、16節、公有財産購入費で、氷川警察署跡地用地購入費を計上しております。熊本県から譲渡を受け、住宅政策に活用するためのものがございます。

40款、5項、消防費、10目、非常備消防費、10節、需用費の消耗品費の主なものは、反射付きの雨がっぱ上下の費用で、消防団の新たな装備基準により全団員へ配備するものです。

111ページをご覧ください。15目、消防施設費、17節、備品購入費で、小型動力ポンプ積載車3, 390万7, 000円を計上いたしております。令和2年度の更新は2台であります。緊急防災・減災事業債が令和2年度で終了するため、令和3年度更新分を追加して7台の購入費でございます。

112ページをご覧ください。25目、災害対策費、12節、委託料で防災マップ作製業務委託料を計上しております。土砂災害危険箇所や高潮による浸水が予想される区域、避難場所などを表示したマップの作製を委託するものです。財源には平成28年熊本地震復興基金を充当いたします。16節、公有財産購入費は、網道防災公園用地として、約9, 300平方メートルの土地を購入するものです。

119ページをご覧ください。45款、教育費、10項、小学校費、10目、教育振興費、10節、需用費で、教科書改訂関連教師用教科書・指導書等1, 311万円計上しております。4年ごとに実施される教科書改訂が令和2年度に小学校が予定されており、3校分の教師用教科書及びデジタル教科書・指導書などの費用となっております。下のほうになりますが、15目で学校事務センター費を新設いたしました。平成28年4月に小中学校の事務の効率化のため、学校事務センターが設置されておりますが、その機能をより効果的に進めるため、小学校3校の共通する費用の一部の業務を管理するためのものです。内容は毎月または毎年の支払が確定しているものなどが主なものとなっております。

134ページをご覧ください。25項、保健体育費、10目、保健体育施設費、10節、需用費の修繕料の主なものは、宮原体育館フローリング研磨塗裝修繕工事、経年劣化による床の反りや亀裂を改修するものです。

137ページをご覧ください。55款、5項、公債費、5目、元金、22節、償還金利息及び割引料は、前年度より1億2, 738万2, 000円の増額となっております。増額の主なものは、熊本地震災害等廃棄物処理事業に係る災害対策債が借入時から2年間据え置き、令和2年度償還開始となるものです。併せまして、令和元年度に実施した、小中学校空調設備設置事業及び防災行政無線デジタル化事業に係る起債の償還金でございます。

138ページの給与明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。
以上で、議案第14号、令和2年度一般会計予算について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第15号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

令和2年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億476万1,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為にて、特定健診（人間ドック分）業務委託に関して、令和3年度に限度額を280万円計上しております。

続きまして、歳入をご説明いたします。5ページの歳入歳出当初予算、事項別明細書、1、総括歳入をご覧ください。歳入合計は20億476万1,000円、前年比466万2,000円の減額となります。

歳入の主なものといたしましては、5款、国民健康保険税3億8,641万9,000円、前年比444万4,000円の増額です。昨年11月の徴収状況により、実績見込みによる増額となります。

25款、県支出金14億987万円、前年比3,683万8,000円の減額です。療養給付費の減額が見込まれるため、減額となります。

40款、繰入金1億2,994万3,000円、前年比2,713万5,000円の減額です。保険基盤安定の補助金が確定し、前年度の実績を基に減額しております。

続きまして、歳出をご説明いたします。6ページ、歳出をお願いいたします。歳出合計は20億476万1,000円、前年比466万2,000円の減額です。

歳出の主なものといたしまして、5款、総務費769万円、前年比75万6,000円の増額です。昨年12月に補正いたしました国保システム改修委託料の今年度分が増えたための増額となります。

10款、保険給付費13億9,432万円、前年比4,350万円の減額です。主に診療報酬の減による見込額の減額となります。23款、国民健康保険事務費納付金5億6,383万4,000円、前年比3,989万2,000円、この増額は県試算による納付金の確定に伴うものでございます。

30款、保健事業費2,679万6,000円、前年比175万9,000円の減額です。特定健診委託料等で減額となっております。

25ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。
これで、議案第15号の説明終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第16号、令和2年度氷川町介護保険特別会計予算について説明いたします。

令和2年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億4,016万3,000円とするものです。

歳入から説明いたします。

4ページ、歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。歳入の主なものとしまして、5款、保険料3億8,060万2,000円、前年比5,116万5,000円の増額です。15款、国庫支出金、4億6,701万4,000円、前年比2,294万円の増額です。20款、支払基金交付金4億7,748万9,000円、前年比3,261万2,000円の増額です。25款、県支出金2億5,094万円、前年比1,539万1,000円の増額です。40款、繰入金2億6,169万6,000円、前年比1,252万2,000円の増額です。歳入の増額は、支出の項目から負担割合により算出するため増額となっております。

次に、支出をご説明いたします。

次の5ページをご覧ください。歳出の主なものとしましては、5款、総務費3,271万1,000円、前年比1,254万5,000円の増額です。理由としまして、車両購入費用、裁判費用、第8期介護保険事業計画等策定業務費用、認定審査会システム機器更新費用が主な理由となります。

10款、保険給付費17億2,228万1,000円、前年比1億1,598万7,000円の増額です。17款、地域支援事業費8,377万円、前年比636万1,000円の増額です。10款及び17款の支出につきましては、第7期介護保険事業計画で算出された費用の計上となっております、増額となっております。

歳入歳出の合計は18億4,016万3,000円で、前年度17億511万円に対し、1億3,505万3,000円の増額となります。

24ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第16号、令和2年度氷川町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第17号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方

自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,875万3,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為におきまして、後期高齢者健診（人間ドック分）業務委託に関しましては、令和3年度に限度額43万円を計上しております。

歳入をご説明いたします。5ページの歳入歳出当初予算事項別明細書、1、総括歳入をご覧ください。歳入合計は1億7,875万3,000円、前年比1,032万8,000円の増額となります。主なものといたしましては、5款、後期高齢者医療保険料1億1,989万8,000円、前年比776万8,000円の増額です。広域連合による算定による増額となります。

20款、繰入金5,161万円、前年比265万1,000円の保険基盤安定繰入金も後期高齢者医療広域連合の算定による増額です。

続きまして、歳出をご説明いたします。6ページの歳出をご覧ください。

歳出合計は1億7,875万3,000円、前年比1,032万8,000円の増額です。

主なものといたしましては、10款、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,040万円、前年比1,043万7,000円の増額です。広域連合の算定による被保険者保険料負担金の増額によるものです。

15ページ、債務負担行為、支出予算額等に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第17号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 議案第18号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和2年度氷川町下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページ目をご覧ください。第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,714万5,000円とする予算でございます。前年度と比較しますと、8,516万円増で15パーセントの増額予算となっております。

それでは、歳出の主なものについて説明させていただきます。

11ページをご覧ください。5款、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費の2節、給料から、4節、共済費までは職員給与関係で下水道職員3名分の2,413万4,000円を計上しております。

7節、報償費は、令和元年度に建設し供用を開始します21件分の受益者分担金一括納付報奨金としての75万6,000円を計上しております。

12ページの12節、委託料では、新規事業としまして氷川町下水道事業公営企業会計移行支援業務委託料で730万円を計上しております。

26節、公課費では、消費税及び地方消費税として430万円を計上しております。

次に、13ページをご覧ください。10目、公共下水道維持費の主なものとしたしましては、10節、需用費でマンホールポンプ場電気代、建築物修繕料、管路修繕料の合計で903万4,000円を計上しております。

14ページをご覧ください。12節、委託料で、マンホールポンプ場管理委託料530万9,000円、汚泥処分業務委託料742万3,000円、指定管理者による宮原浄化センターの管理委託料4,268万円を計上しております。新規事業といたしまして、氷川町公共下水道管路改築更新・修繕工事として3,817万円を計上しております。

18節、負担金補助及び交付金の流域下水道維持管理負担金としまして5,153万7,000円を計上しております。

次に、15ページをご覧ください。15目、公共下水道建設費は14節、工事請負費で、新築住宅建設に対応するため管渠築造工事として790万円、18節、負担金補助及び交付金の八代北部流域下水道事業建設負担金として1億6,682万1,000円を計上しております。事業内容は、八代北部浄化センターの改築更新並びに宮原処理区の八代北部流域下水道への編入に伴います、宮原中継ポンプ場、宮原流域幹線管渠築造工事の負担金となります。

21節、補償補填及び賠償金では、管渠築造工事に伴います上水道施設の移設補償費70万円を計上しております。

15ページから16ページの個別排水処理事業につきましては、宮原処理区の合併浄化槽28基の分の管理費としまして194万5,000円を計上いたしております。

15款、5項、公債費、5目、元金、22節、償還金利子及び割引料の長期債元金2億790万3,000円及び10目、利子、22節、償還金利子及び割引料の長期債利子、一時借入金利子の5,879万7,000円を計上しております。

17ページから23ページまでは、下水道職員の給与に関する調書でありますので省かせていただきます。

24ページは、債務負担行為についての調書になりますのでご覧いただきたいと思っております。

25ページをご覧ください。地方債に関する調書につきましては、当該年度末における現在高見込額は34億3,027万2,000円でございます。

続きまして、歳入の説明を行います。

7ページをご覧ください。歳入の主なものとしたしましては、5款、分担金負担金、5項、5目、5節、分担金におきましては、受益者分担金としたしまして435万6,000円を計上しております。

10款、使用料及び手数料、5項、使用料、5目、下水道使用料、5節、公共下水道使用料につきましては1億2,960万円を計上しております。

8ページをご覧ください。15款、国庫支出金、5項、国庫補助金、5目、5節、下水道補助金につきましては、先ほど歳出でご説明しました氷川町公共下水道管路改築更新・修繕工事に伴う、社会資本整備総合交付金1,908万5,000円を計上しております。

20款、繰入金、5項、5目、5節、一般会計繰入金は2億9,148万8,000円を計上しております。

10ページをご覧ください。35款、5項、町債、5目、5節、下水道債では1億9,730万円を計上しております。

最後に4ページをご覧ください。予算書、第2条の地方債について、下水道債の限度額を1億9,730万円といたしております。

以上で、議案第18号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第1号について、ご説明を申し上げます。次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町鹿野1227番地2

氏名 森野 文湖

生年月日 昭和47年12月8日生まれでございます。

同氏は平成5年に大学を卒業後、8年間県内の民間企業に勤められ、結婚を機に家業に専念をされております。高校生、中学生、小学生の3人のお子さまを持たれる、まさに子育て世代の母親であります。PTA活動等にも積極的に参加をされ、また平成25年4月からは、竜の子おはなし会メンバーとしてボランティア活動も行っていっております。教育に対する知見が高く、ボランティア活動及びPTA活動で培った経験と温厚で誠実な人柄は教育委員として適任と思っておりますので、新たに教育委員に任命いたしたく同意をお願いするものであります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

議案第1号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 第1号議案は、議員の期末手当の引上げになるわけですが、氷川町特別職報酬等審議会に、町長は特別職の給与を引き上げるときには諮問しなければならないというふうになっているかと思いますが、今回はされたのかどうか。もし、されていれば、開催日時、そしてメンバー、主な答申の内容をお聞かせください。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 今のご質問、特別職報酬等審議会はどうだったのかということ、今年2月18日に行っております。メンバーとしましては、JAの竜北支所長から商工会長、老人会長、婦人会長、区長会長、元役場職員、民生委員の会長、それと農業委員の会長からメンバーがなっております。この審議委員会で特別職の報酬等の審議を行っていただいております。

全体の基本的な報酬額につきましては、社会情勢等を踏まえた上で、まだこの状況を踏まえて報酬額自体は据置きという結論になりました。この期末手当につきましては、例年、人事院勧告に基づきまして職員の期末手当に見合った率で上げております。この分につきましては、この報酬の審議委員会では、この5パーセントアップについては情勢を見た上でもおかしくないということで答申が出ております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 要するに報酬でしょう。報酬そのものは、据置きというふうになったということですね。そうしたら、手当については職員と同じようにしようというふうになったという話でしたが、基本的には全員そういう意見だったのでしょうか。もう一度、そこだけちょっと聞かせてください。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 全会一致でございました。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑ありませんか。西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 議案第3号についての質問ですが、こちらのほうは人事院勧告どおりということで、職員給料の若年層の0.1パーセントアップという説明がありまして、こちらは民間企業との格差を縮めようということで理解できるわけですが、住居手当について2点ほどお伺いをしたいと思います。

ここ2か月ぐらい、住居手当の改正については、議員間でいろいろな議論が喧々諤々で行われていたと思います。吉川議員のほうから、地公法と憲法とのそういった引用した説明もありましたし、千葉県富里市の減額改正の話も聞きました。

今回は、常任委員会が開かれませんが、本会議でちょっと2点だけお伺いしたいと思うのは、まず一つは、この住居手当は下限が1万6,000円に引き下げられております。この家賃月額が見直されたということですが、先ほどでは、もう人事院勧告の準則どおりでなくなったということですが、なぜ、国家公務員が住居手当の下限が引き上げられたのか。国家公務員は、人事院勧告でそういったことになっているのですが、地方公務員はその点を考慮されているかどうか。まず一点、ここをお伺いしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） まず、住居手当についてのご質問ですが、下限が引き上げられたということで、実際ちょっと調べてみますと、これは人事院勧告のとおり改正しているわけですが、一つは下限の引上げにつきましては、公務員宿舍の値上げが背景にあるということでございました。今までは1万2,000円ぐらいだったのが1万6,000円前後に、公務員宿舍の使用料が上がっているということです。

それと、人事院勧告どおり、住居手当を見るべきかということでお話がありましたが、確かに今回の人事院勧告につきましては、家賃の月額5万9,000円以上につきましては、手当が100円から4,000円ほど、以下は減額になっております。それと、家賃5万9,200円以上は、手当を100円から1,000円引き上げるような内容になっておりますが、あくまでも全国の町村あたりは、この人事院勧告を基本にして給与等を改定しております。特段、氷川町は人事院などを持っておりませんので、この人事院勧告を基本として給料を改定しているところでは、

以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 今、計算されてからの答弁だったと思いますが、ちょっと計算をしてみました。家賃が5万9,000円よりも安い人は、住居手当が2,000円からダウンするわけです。ところが5万9,000円は、今、総務課長の話にあり

ましたように、6万円の人は500円アップしますし、それより上の人たちは1,000円ずつアップということになるみたいです。ちょっと計算をしてみました。

そういったことで、国が住居手当がこういったことで一律になったのならば、地方公務員も先ほど言いましたように、準じた形でやるのであれば、氷川町の職員の中で全体的な把握をされていると思いますが、果たしてメリットのある人、デメリットの人という把握をされていますか。お尋ねします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 今、住居手当の対象の職員につきましては29名おります。この住居手当の改正に伴いまして、23名の職員が実質減額、それと6名の職員については引き上げ、増額という形になっております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 職員の把握をされた上で、23人の人が減額されてということですが、職員にとっては改悪の改正ということですね、総務課長。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 人事院勧告を基本としておりますので、結果的にそういう形になります。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○1番（西尾正剛君） はい。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 消防団の報酬額の見直しと退職金の支給規定が加わったということになっていますけれども、近隣自治体との比較はどうなっておりますか。八代市、宇城市あたりの報酬はどうなっておりますか。

退職金については、先ほどの提案では県を準用するということらしいですが、金額は後で結構です。その資料はもらいたいと思いますが、最初の近隣の町村の状況を教えてください。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 消防団の報酬につきましては、合併当時から報酬の見直しは行っておりません。最近のこういった異常気象とか、そういった大雨等による自然災害による待機や出動が多く発生している状況です。そういった消防団の重要性から、また見直しを行うところです。

近隣の報酬ですが、八代市が団長15万円、副団長12万円、宇城市が団長16万3,000円、副団長が15万2,000円。指導員につきましては、氷川町独自でございまして、副団長級の階級になるかと思っております。それと、分団長につきましては、八代市6万3,000円、宇城市7万8,000円。副分団長が八代市4万5,000円、宇城市5万8,000円。班長につきましては、八代市2万6,000円、宇城市4万4,000円。団員につきましては、八代市2万2,000円、宇城市1万7,000円。

以上でございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 私も調べてみたのですが、今、言われたとおり、氷川町の消防団員の報酬は低いんだと、階級といいますか、クラスで違うのだなというふうに思いました。

以前、もっと上げるべきではないかという意見は言ったこともあるわけですが、例えば団長を今度上げて15万円という、八代とほぼ一緒になるわけですね。八代がその後どうするのか分かりませんが、団長・副団長、隣の宇城市と比べたら、まだまだ開きがありますが、今度こういったところもしっかり見ていかれることだろうと思いますが、今回の引上げはほぼ八代と同じようにするという事で考えられたのでしょうか。将来はもう少し考えていくということでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 当然、八代の広域消防本部の管轄内でございますし、八代とは同額程度ということで考えております。今後については、まだ何も検討していないところです。

○議長（米村 洋君） いいですか、吉川議員。

○6番（吉川義雄君） はい。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑ありませんか。片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 議案第8号について質問いたします。氷川町少年自然の森条例の廃止に伴って、閉鎖はどのような形になるのかということと、今、事務所及び倉庫がありますけれども、その活用についてどうするのかということについて質問いたします。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、増永光幸君。

○生涯学習課長（増永光幸君） 閉鎖後の自然の森の活用は、行政財産といたしまして桜ヶ丘公園の一部となって従来どおり、氷川町生涯学習課のほうで管理していく形になります。

もう一点が事務所につきましては、様々な生涯学習課の文化財を含めて倉庫になっております。貴重な倉庫として、今後も十分に活用させていただければと考えております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 今、少年自然の森も使っていないということで防犯的に、子供たちが入って、いろいろな活動するのがちょっと心配なところがあります。ですから、あそこの樹木も大変生い茂っておりますので、少し間引きをしたりとか、道路等の確保と、そういったものも防犯を含めて整備を、もう少し清掃をしたほうがいいのではないかと思いますのですけれども、それについてはどうですか。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、増永光幸君。

○生涯学習課長（増永光幸君） 片山議員がおっしゃるとおり、今後の活用については、現時点でも活用をしっかりと、清掃等は行っております。現在、確認をいたしますところ、しっかりと道路等も整備されておまして、安全に対応しているところですが、まだより一層の確認が必要ということであれば、併せてしっかりと管理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○11番（片山裕治君） はい。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） すみません、その次でした。失礼します。間違えました。

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 失礼しました。6ページ、歳入関係で、繰越明許費の補正が追加で出されているわけですが、一番下の段の社会教育費、野津古墳群の買上事業を年度内に完了できないということで上がっているわけですが、進捗状況はどうですか。繰越してこの事業が終わるという見通しはあるのですか。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、増永光幸君。

○生涯学習課長（増永光幸君） 野津古墳群の買上事業につきましては、先ほど企画財政課長のほうから契約のほうで難航しておりという表現をいただきました。実際に2月末までは同意を得られない状況でしたが、2月末から3月はじめにかかりまして、再度ご相談、協議を行いました。その結果、地権者の方からは同意をいただき、契約をする流れになりました。

よって、契約はできるものの、所有権移転登記に相当の時間がかかるということですので、その期間を鑑みまして、今回、繰越明許費補正ということで計上させていただきました。事業的には期間は繰り越すものの、順調に進んでいると担当課では把握をしております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 分かりました。できれば提案のときに、そこまで説明していただければ、よかったかと思えます。

18ページ、65款の国庫支出金のところで、プレミアム付き商品券の事業で、減額補正をしているわけですが、たまたま、ちょっと話を聞くことがあったのですが、なかなか少ないですというのがありました。

その数か月前の話ですけれども、熊日新聞にこのことがちょっと載りまして、どなたか発言をされて、手続が面倒だからというのが、氷川の人声として載っていたんですね。それはそのとおりだと思うけれども、やる側からすると、あまりよくない発言だなと思いながら聞いたのですが、これは進捗状況、減額するわけですので、その辺をもう少しこれは説明をいただきたいと思えます。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 吉川議員のほうからお話があったとおり、申請して購入していただいてという流れになりまして、実際、販売実績により今回、減をするわけでございます。非課税世帯が今現在、購入されている方が399名、子育て支援の方が77名の方が購入いただきました。対象者としましては、非課税が2,7

50名のうち399名が買われており、子育て世代は232名のうち77名が購入されております。金額としては、838万8,000円の購入がっております。商品券の冊数としましては2,097冊を購入されております。非課税世帯の購入率は14.5パーセント、子育て世帯は33.2パーセントになっております。全体的にそういったパーセントで販売が完了したところでございます。

3月いっぱいの使用期間がありますので、今現在の換金率は86パーセント程度になっております。

以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○6番（吉川義雄君） はい。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。木下厚君。

○2番（木下 厚君） 町税が4,081万6,000円ばかり増えております。9ページですが、4,081万6,000円。この内訳はどういうふうが増えたか、教えてもらいたいと思います。

○議長（米村 洋君） 税務課長、西田美子さん。

○税務課長（西田美子さん） 税務課のほうからお答えしたいと思います。今回、町税のほうで、個人住民税、法人税、固定資産税、ずっと明細のとおり補正をしておりますけれども、当初、計上しております予算と申しますのが、前年の実績により計上をしております。そして、今回、同じく昨年度末実績により補正で増額としております。内容につきまして、具体的には昨年より、個人住民税で書いておりますとおり、876万8,000円の増額をしております。滞納分で269万円の増額をしております。昨年よりも重ねますけれども、実績により増額をしております。

内容としては、税務署、県、共有しながら、正しく申告をしていただくように促しながら、収納まで協力しながら進めている実績で、このような形の町税の増額ということにつながっているものだと思っております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 木下厚君。

○2番（木下 厚君） 町税が増えるということは、個人の所得が増えることでございます。大変喜ばしいことでございます。申告は正しくやって町税が増えるように、私たちの町村も自主財源がないわけでございますので的確にやってもらいたいと思います。

以上です

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 歳出の関係で、30ページ、まず、総務費、振興局費で報酬、

地域おこし協力隊関係の予算というのは、当初予算と比較してみたら全額減額補正ということだったと思います。状況はどうだったのか、まず説明をいただきたいと思います。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 地域おこし協力隊については、2名分の報酬及び共済費等を組んでおりました。本年度、応募があったのが1名でした。6月21日に面接をしたのですが、合格ラインに來なかつたので不採用ということで処理をいたしました。その都度、ホームページ等々で応募はしていたのですが、その後の応募がありません状況でしたので、今回の全額補正で減額させていただきました。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 分かりました。実は、インターネットで氷川町に移住したいということでいろいろ調べているという人から、たまたま、どういう縁か分かりませんが、私に問合せがありました。紹介をしておきました。ぜひ、来てほしいと、移住体験もできるからということで。残念ながら、応募が少なかった。今後は応募をぜひ極力頑張っていたきたいなというふうに思います。

次に、40ページの第15款の民生費で、町長から福祉タクシーの実証実験の報告がありました。メモを取ることがうまくできませんでしたが、減額補正された点から見ると、約30パーセントぐらいの執行状況だったのかなと思います。

こうなつた原因、それから周知はどうだったのか。新年度、令和2年度も今度、行われるわけですので、その辺は取り組みを、いい取り組みだから強化しなくてはいけないと思うので、その点の考え方をちょっと聞かせてください、減額の理由と併せて。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 664名、当初予算を組んでおりましたけれども、これは高齢者の数、それと障害をお持ちの方、ほぼほとんどの方の数字を上げておりました。広報誌、防災無線、そして包括支援センター、各総会でも案内をしておりましたけれども、なかなか200名弱の方の申請ということになってしまっています。

これを申請された方に今後、来年以降の再申請も併せましてアンケートを採るように、今、準備をしているところです。そういう中から、この実証実験としまして、どういう利用形態が見えてくるのか、今から探る必要があるのではないかとこのように思っているところです。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 本当に、私は一番、交通弱者に対してはいい方針だったと今でも思っているわけですが、残念ながら申請が思うようにいかなかったのは、もう少し深く掘り下げていかなければいけないなと思っています。

介護施設に通われる人の中で、この人はもう絶対対象だなと思うような人がおられたんですね。役場に行くのが大変だという話もありました。ぜひ、そういう本当は取り上げないといけない人たちの対策も、新年度では手を打っていただきたい。申請された人だけではなくて申請に来なかった人で、必要な人も絶対おられると思います。その辺は、来年度に考えていただきたいというふうに思います。

そうでないと、せっかくのいいことが生かされないと思うのですが、再度、その点をお願いします。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） そういうご意見をいろいろ賜りながら、いろいろ方策、精査を通していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 59ページ、49款、消防費、災害対策費、工事請負費で、防災公園の整備事業が減額されているわけですが、新年度予算で、2期、3期ですか、が計上されます。この減額の説明をもう一度お願いをいたします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 額減額の理由ですが、当初に造成と整備、建築あたりも一括して事業費を計上をしていたところですが、実際、造成のほうから始めなくてはいけませんでした。ほとんど面積的に1ヘクタールほどをございませし、その造成の埋立てと、あと半年ぐらいは寝かせてといいますか、地盤が安定するまで置いたほうが良いということでございませので、残りの工期を見ますと、年度内にはほかの部分の工事ができないということで、令和2年度にほかの部分の整備なり、建築なりの工事を予定しているところです。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 防災公園は必要だから、整備はやっていただきたいのですけれども、防災公園に関して言いますと、土地買収費も多額の不用額が出たと、私は思います。町の予算、単年度会計で物事をやっていくわけで、そういう点では正確な計画、それに基づいて予算を執行する。本来、これだけ大きなお金が落ちるとするのは、もう少し予算を執行する段階で考えるべきだったのではないかというふうに思います。

これは、この予算だけではなくて、ほかにもあるわけです。頑張った結果、削減した。あるいは、なかなか相手の都合があって予算が執行できなかった。いろいろなことがあると思いますが、予算を執行する上では、その件はもう少し考えるべきだったのではないかと思います。担当課ですか、町長ですか、どなたか、お願いします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 不用額ということで出たわけですが、減災・防災の起債で、当初は一括で上げる必要がございました。それも一つの当初に上げた点でもございました。

それと、この計画はちゃんと則って進めているのかというご質問ですが、町の防災計画の中にも、毎年、改訂を行っておりますが、その防災計画の中にも防災公園については3か所を位置付けております。そして、今、2次の振興計画につきましても、そちらのほうに事業費を年度別に掲載して、計画に沿って事業を進めていく予定でございます。

以上です。

○6番（吉川義雄君） 分かりました。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○4番（清田一敏君） 47ページの25款、5項、5目、19節の負担金補助及び交付金でございますが、耕作放棄地解消緊急対策事業、それから荒廃農地等利活用促進事業、これは当初予算に比べまして、全額が無執行で減額となっていると思いますが、その理由を説明願いたいと思います。

○議長（米村 洋君） 農地課長、星田達也君。

○農地課長（星田達也君） 今のご質問のとおり、全額減額をしております。こちらにつきましては申請主義でございますので、耕作放棄地を解消したいという申出があったときに、その農地が対象農地であるかどうかという判断に基づいて、この補助金を出すようにしております。

平成31年度につきましては申請がありませんでしたので、全額減額をしているところでございます。

以上です。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○4番（清田一敏君） 申請がなかったということでございますが、農業委員会のほうも法改正に伴いまして、新たに土地利用最適化委員制度も設けられまして、その役割というのは農地が適正に利用されているかどうか、そういったことも監視しながら、そして指導、助言あたりを行う役割も担っていると思うわけですが、そういっ

た農業委員でありますとか、農地利用最適化推進委員が、そういった仕事を十分なされたかどうか、その辺りは課長としてどんなふうに捉えておりますか。

○議長（米村 洋君） 農地課長、星田達也君。

○農地課長（星田達也君） ご指摘のとおり、農業委員と農地利用最適化推進委員で耕作放棄地の解消というところも業務として位置付けられておりますので、当然その業務をやっていただいております。毎年、農地パトロールという形で町内全農地を調査していただいて、その耕作放棄地につきましては、その所有者に対して意向調査も毎年行うようにしております。

また、今回そういう申請が上がらなかった背景としましては、多面的機能支払交付金事業の中で、耕作放棄地の解消というのもメニューとしてあげられるようになっております。そちらのほうでしたら、国庫補助と県の補助で合わせて75パーセントの補助事業というところで、実際、地区のほうで取り組んでいただければ、そちらのほうにも補助金が出せますので、そういった形で耕作放棄地を解消されているというのが、実際、今年もあっておりますので、そういったところもありまして、ここはもう個人の申請になりますので、今回はなかったのではないかとというふうに判断しております。

以上です。

○4番（清田一敏君） 分かりました。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 補正予算ですので、予算に計上してない点で一つだけ聞かせていただきたいのですが、現在、流行しているコロナウイルス対策については、どのような対応を取られる予定でしょうか。予算は計上してありませんが、町長、どういう考えで臨まれますか。もちろん、予備費があるから予備費を使ってとか、何かあればそういうことをされるのだらうと思いますけれども、その点を。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ご案内のとおり、今、危機的状況に日本国内があるわけでございまして、国も一生懸命対応をされております。当然、私どもも、いざというときには対応していかなくはなりません。それが何がどう対応するのかというのが全く見えてない状況の中で、予算を計上することになかなか厳しいという思いです。あとは今おっしゃいましたとおり、いざというときには予備費なりなんなり、即対応できるような予算を計上させていただきたいというふうに思っております。

いろいろ準備ができるものであれば、要はマスクでありますとか、消毒液でありますとか、そういうところは今、一生懸命、担当課のほうでも在庫を少しでも増やすような形の努力はいたしておりますけれども、状況が状況でございまして、私ど

もだけにそういったものが手に入るという状況でもございません。そういったことを考えますと、何にどれだけの財を投じなければならぬのかというのが全く見えない状況でございますので、そういったところは必要に応じて精査をしながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 確かに、どうしていいかという、何を準備するのかというのはあると思います。今、町長が言われたとおり、何か起きたときには対策本部でしっかり対応して手を打っていただきたいと思います。

実は、毎日毎日新聞を読んで、各地の取り組み状況、新聞切り抜き等もしているのですが、特に教育現場と言いますか、学校関係は大変だというふうに思っています。当然、教育長あたりも毎日大変だろうなというふうに思います。国が学童保育所については、今まで補助対象でなかった分についても出すよとか、いろいろなものがありますので、教育委員会なり、対策本部でもいいですが、議会に対してもいろいろな方策が出た場合には、情報共有させていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（米村 洋君） いいですか。ほかにありませんか。木下厚君。

○2番（木下 厚君） 農業委員会のことでちょっとお尋ねいたします。耕作放棄地の問題が起きていますが、大体130ヘクタールぐらい、前にあると聞いたわけですが、この施行されてから、どのくらい耕作放棄地が解消されていますか。その辺ところを教えてください。

○議長（米村 洋君） 農地課長、星田達也君。

○農地課長（星田達也君） 平成28年4月に、農業委員会等に関する法律が新たに施行されまして、そのときから比較しまして、耕作放棄地は逆に今増えております。実際、今108ヘクタールございます。大体10ヘクタールぐらいは増えております。そのほとんどが山間部になってくるのですけれども、もう今は後継者がほとんどいない状況ということで、特に立神地区、大野地区、あと早尾、楯、今あたりの山間部がほとんど山林化しているような状況でございます。

以上です。

○議長（米村 洋君） 木下厚君。

○2番（木下 厚君） 前の農業委員会が取り組みがちょっと進まないということで、国がこの制度を発足したと思っています、最適化も含みましてですね。

それで、今、課長が山間地が大変増えているという話でございますが、私たち集落内で、2年、3年と耕作放棄の田畑が多々見えるようになりました。やはり農業委員会は、どうしても山間部で後継者がおられないというところは、その辺の事情

は分かりますが、集落内、部落内の耕作放棄地はどうか、もうやってもらいたいと思います。

それは住宅環境が、大変困るわけです。虫がわいたり、種が飛んできたり、草が茂ってきて、その辺のことを考え、この住宅密集地、集落内の放棄地はどうか頑張ってもらいたいと思います。これは要望でございます。

○議長（米村 洋君） 農地課長、星田達也君。

○農地課長（星田達也君） 今、ご指摘のとおり、農業委員、推進員、一丸となってそちらのほうに取り組んでいきたいと思っています。

また、先ほども申しましたように、多面的機能支払交付金の対象ということでもございますので、できています地区のほうには、そういう形で呼びかけを行いました。なるべくそういうのを地区で解消していただきたいというふうに呼びかけを行っております。ただ、所有者が一部そういうのを拒まれるケースというのもございますので、そういったところはなかなか難しいものがございますけれども、解消可能なところにつきましては、極力解消していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○2番（木下 厚君） はい。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

暫時、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時29分

再開 午後2時38分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第10号について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号、歳入について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 歳入の点で、町長の所信表明の中で、氷川町の財政の問題がありました。交付税のことも話もあったかと記憶しているのですが、今回、前年と同じ交付税27億円計上されています。もうちょっと減ってくるのかなというのは、私は話で想像したのですが、平成28年の当初は27億1,000万円、平成29年度は26億9,000万円、平成30年度が26億4,000万円、令和元年は27億、令和2年も27億と当初予算では計上されています。

決算を見てみると、平成28年度は30億603万円、平成29年度は29億5,400万円、平成30年度の決算資料では28億4,000万円と、ずっと減っているんですね。

そういう点で、予算を組む上で慎重にならざるを得ないというのがあったのかなと思いますが、この交付税の見通しについて少し町長が話をされましたが、今後かなり減額されてくる。そのために財調も取り崩して予算を組んでいくという話もあったかと思いますが、今年について言えば、どうなのでしょう。予算の計上から見ていくと、前年と変わらない、事業は今度どれだけあるかで変わってくるわけですが、その点はどうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） ただいまの地方交付税、普通交付税のお尋ねについてお答えいたします。

町長のお話でもありましたとおり、合併算定替段階的縮減というのが、今年度が5年目になります。ですので、上乘せ部分が9割減ということで、昨年度よりも当然下がってくるわけですが、交付税算出につきましては削減される見込みでございしますが、起債のほうで交付税措置の起債を借りている部分がございます。そちらのほうはその部分を見込みまして、昨年と同額で計上しているところでございます。

○6番（吉川義雄君） 分かりました。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

歳出について、質疑ありませんか。片山裕治君。

- 11番（片山裕治君） 77ページ、一つ、お尋ねします。民生費のところ、宮原福祉センター費、修繕費の50万円は何についてでしょうか。
- 議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。
- 福祉課長（山本昭義君） 77ページの宮原福祉センターの修繕費でよろしかったでしょうか。
- 11番（片山裕治君） はい。
- 福祉課長（山本昭義君） この50万円につきましては経常費用ということで、何があっても対応できるような予算ということで、例年計上している修繕費になります。
- 議長（米村 洋君） 片山裕治君。
- 11番（片山裕治君） 宮原福祉センターで、先月からボイラーが壊れて、もう1か月がたつのですけれども、もう見積りも終わっていると思いますので、この修繕費かなと思ったのですが、今後どうなるのでしょうか。
- 議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。
- 福祉課長（山本昭義君） 今回、行財政改革の一覧が配付されていると思います。その中に、利用施設ある部分の今後の検討課題ともなっておりますので、竜北福祉センター、宮原福祉センター、総合これまでの費用と修繕費用、あと今後のランニングコスト等を計算して、いろいろ検討していきたいというふうに考えているところです。
- 以上でございます。
- 議長（米村 洋君） 片山裕治君。
- 11番（片山裕治君） それでは今後、もし経費節減等も含めたところで、宮原福祉センターのボイラーの改修、修繕はなくなるということでも、理解してよろしいのでしょうか。
- 議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。
- 福祉課長（山本昭義君） そちら辺を総合的に判断といいますか、検討していきたいというふうに考えているところでございます。
- 以上です。
- 議長（米村 洋君） 片山裕治君。
- 11番（片山裕治君） 宮原福祉センターに限りましては、平成4年度にできたと思うのですけれども、その際、やはり町が福祉で頑張っているというところで、あそこは施設ができていますから、今後もちょうとした維持ができるように、また早急な、これはボイラー費ですから、2年前に竜北センターのほうを8,000万円ぐらいかけてやったわけですから、宮原センターのほうもこれは早めに改修をするような検討でやっていただきたいと思います。

以上。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 課長がお答えしましたとおり、総合的に判断していくということですが、もともと福祉センターの目的は何なのかというところをまずご議論をぜひしていただきたいと思っております。デイサービス、その他を提供するために福祉センターがあります。

今、デイサービスは、以前は2か所でやっておりました。宮原福祉センターと竜北福祉センター、それを昨年度から一本化して、今、竜北の福祉センターのほうでやっております。それでも支障なく、今サービスは提供されております。

その上で、宮原福祉センター、福祉センターという名前はついておりますけれども、実際には福祉事業というのは、介護の一部の事業があっているのかな、元気老人での部分では活用があっておりますが、それには入浴サービスは行っておりません。要は、一般の方々のいわゆる入浴の場所としての提供ということになりますと、少し考え方を整理する必要があるのかなという意味で、総合的に判断するという話をしたところでありまして、当然今まであったものがそのままあるのが一番いいのでございますが、冒頭申し上げましたとおり、行財政改革を今から進めていかなくはなりません。そういった中で施設の在り方についても、ここで一步立ち止まって考えていこうということございますので、そのあたりも含めましたところで判断をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 39ページ、10款、総務費、会計年度任用職員の報酬、説明のときに、前年度までは委託等で組まれた分が今回から変わるということでした。各課配置人数と、それから当然のことながら金額も上がっていると思うのですが、上がっているか、下がっているか、単価ですね。それは分かりますか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 会計年度の職員の各課の配置ですが、ちょっとすぐには、人数を集計する必要がありますので、後から提示したいと思いますが、報酬額につきましては条例の中でも現行の報酬といたしますか、所得は保証するという形を取っておりますので、この報酬と期末手当を合わせまして、今もらっておられます、そういった派遣なり、非常勤の職員あたりの給与については保証した額で計上いたしているところです。一応、予算的には会計任用職員につきましては65名分を計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 実は、その報酬が下がるという話が以前あったんですよ。職種によってあるのかと思いますので、先ほど言われたとおり、できれば、資料で後日配付いただければありがたいと思います。

議長、よろしく申し上げます。

○議長（米村 洋君） 総務課長、資料配付いいですか。

○総務課長（稲田和也君） はい。

○議長（米村 洋君） 分かりました。ほかにありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 43ページ、総務費ですけれども、これもこれまでは特別職で区長さんたちは業務を行っていたわけですが、今度は委託料に変わりました。先ほど業務の内容が少し変わったように言われました。実際、税金の徴収といいますか、集めて持ってくる、これはなくなっていると思いますが、主な業務内容、委託内容、これはどういうふうになりましたか、前と変わった点を。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 今回、区長さんのほうは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、特別職の非常勤職員から私人ということになりまして、業務委託ということになります。

区長の業務としましては、内容を改める予定でございます。今まで区長さんの業務として4点ほどございました。町税等についての通知の交付及び納付に関する業務、それと2点目が選挙管理委員会からの依頼する事務、それと諸調査の報告、その他の事項、それと町長が特別に依頼する事務ということで、この中で町税に関する業務について見直しを考えております。

これにつきましては、直接、税務課のほうから通知あたりを納税者のほうに発送して、そういった手続関係を行うということで、見直しとしましては税務に関する業務のほうを令和2年度からはなくすという方向で考えております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 区長さんは、地域住民にとっては本当にいろいろな役割をしていただいて、ありがたいというふうな思いです。町税業務関係については、若干の見直しがあるんだろうと思いますが、これまで区長さんに出していた報酬額は大体それを踏襲といいますか、その額はきちんと出ていくようになるのでしょうか。その点はどうですか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 今回、業務を見直すに当たりまして、今までの報酬額につきましても見直しをかけております。全体的に2割ほど報酬額を削減といいますか、

業務に合った報酬額にする予定でございます。

以上です。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 一つだけ、お尋ねをしたいと思います。45ページの地方バス対策補助金1,573万2,000円とありますが、これは毎年、金額が上がってきているようにも思います。そして、本当にこの県道路線、国道路線、そして宮原から八代までの路線、今、九州産交が運行されておりますが、私はいつも思うのですけれども、もう通勤が終われば、ほとんどバスには乗られないんじゃないかなというふうに思いますが、1年間にどのくらいの乗車率があるか、お聞きしておられますか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 乗車率ですか、ちょっと今、手元に資料を持ってきておりませんので、また後日、提示したいと思っております。

この地方バスの対策の補助金につきましては、現在、産交バス会社になりますが、地域の住民の足として路線バスを運行されております。一応、6路線あったかと思っております。県道、3号線、それと東陽・泉方面に今バスが通っておりますが、これにつきましては、去年が1,500万円の予算計上いたしておりましたが、今回、いろいろ運転手不足と、あと人件費、燃料、バスの修繕料あたりの高騰がありまして、全市町村の補助金を上げたいということで話があっております。そういうことで、予算につきましてはそういったことで計上いたしております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 今、説明は総務課長のほうから聞きましたので、せっかくならば年間の乗車率、どのくらい乗っておられるかというのもお聞きをして、提示していただきたいなというふうに思います。無理ならば、もう結構ですのでよろしくお願ひします。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について、質疑ありませんか。西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 1点だけお願いします。17ページのところの一般職の職員数が1減になっていますが、その辺のところの説明がございませんでしたのでお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 実は一昨年度まで、4名ほどおりました。工事の関係が全て完了しておりますので、昨年からは3名の配置になっております。昨年は、実際には産休・育休の職員が1名おまして、実際には実働は2名でスタートしておりますけれども、そういった関係で、人間は今3名で計上しております。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○1番（西尾正剛君） はい。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、同意第1号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時58分